

令和4年涌谷町議会定例会12月会議（第2日）

令和4年12月8日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第80号 涌谷町過疎地域持続的発展計画について

1. 議案第81号 涌谷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

1. 議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1. 議案第83号 指定管理者の指定について（涌谷町高齢者福祉複合施設）

1. 議案第84号 指定管理者の指定について（涌谷町土づくりセンター）

1. 議案第85号 指定管理者の指定について（上地区コミュニティセンター）

1. 議案第86号 指定管理者の指定について（中地区コミュニティセンター）

1. 議案第87号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）

1. 議案第88号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

1. 議案第89号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

1. 議案第90号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

1. 議案第91号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

1. 請願・陳情審査報告

1. 請願・陳情

1. 議発第7号 「生産資材価格高騰対策及び環境保全型農業に対する更なる支援を求める意見書」の提出について

1. 議発第8号 「来年度（令和5年度）の年金額改定では物価の高騰に見合った年金額に引き上げることを求める意見書」の提出について

1. 委員会等視察研修報告

1. 常任委員会所管事務調査報告

1. 特別委員会の設置について

1. 委員会の閉会中の継続調査・審査について

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	11番	大泉 治 君
12番	鈴木 英雅 君	13番	後藤 洋一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	総務課長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課長 兼 参事	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税務課長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉副センター長 兼 参事 兼 国民健康保険病院総務管理課長	木村 智香子 君	福祉課長	鈴木 久美子 君
福祉課長 兼 子育て支援室長	佐藤 明美 君	健康課長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建設課長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩 渕 明 君	会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君
農業委員会会長	畑 岡 茂 君	農業委員会事務局長	菊池 茂 君
教育委員会教育長	柴 有 司 君	教育総務課長 兼 教育総務班長	森 太 秀 君
生涯学習課長	阿部 雅裕 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

総務班長	金山 みどり	主 査	今野 博行
------	--------	-----	-------

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いたします。

◇

◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

◇

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、議案第80号 涌谷町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願申し上げます。

それでは、議案第80号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和3年3月31日に公布されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、令和4年4月1日に当町の全域が過疎地域になったことが公布されたことから、持続可能な地域社会の構築に取り組むため、同法第8条第1項の規定による過疎地域持続的発展市町村計画の策定に当たり議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案書1ページになります。

議案第80号 涌谷町過疎地域持続的発展計画を定めることについて。

涌谷町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出、涌谷町長。

それでは、涌谷町過疎地域持続的発展計画についてご説明申し上げます。

資料については別冊となっております。

涌谷町過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定によるものであり、宮城県が策定した過疎地域持続的発展方針に基づき策定するものでございます。

本計画には、主に地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標、計画期間、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項、計画の達成状況の評価に関する事項、産業振興促進事項などについて記載しております。

なお、総務省から作成例が示されており、これに基づいた計画の構成となっております。

それでは、1ページをお開きください。

1、基本的な事項の(1)涌谷町の概要では、自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要、過疎の状況、産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要について記載しております。

続きまして、4ページからになります。

(2)人口及び産業の推移と動向について記載しております。

6ページからは、(3)行財政の状況について記載しております。

8ページから、(4)地域の持続的発表の基本方針、こちらでは本計画の基本的な考え方として、町の総合計画における基本方針と同じであると考えております。

9ページになります。(5)地域の持続的発展のための基本目標として、人口と支援制度を利用した移住世帯を設定しております。第5次涌谷町総合計画に掲げております目標人口は1万5,500人でございますが、令和4年6月末現在、1万5,035人であることを考慮し、令和4年6月末現在を目標の人口に設定いたしました。

本計画中は、移住世帯を増やすことを指標とし、目標人口の実現を目指してまいります。

(6)計画の達成状況の評価に関する事項といたしまして、毎年度、議会へ報告を行いながら、達成状況の評価を行います。

(7)計画期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間となります。

(8)公共施設等総合管理計画との整合につきましては、本計画において実施しますハード整備事業について、公共施設等総合管理計画に基づいて実施することが求められておりますことから、その旨記載しております。

続きまして、大きな2から12までは、過疎計画において町が取り組む11の項目を順次掲載しております。

構成につきましては(1)現状と問題点、(2)その対策、(3)計画、(4)公共施設等総合計画との整合の順で記載しております。

計画につきましては、4年間で行おうとする過疎債を充てようとする事業及び過疎を脱却するための事業を可能な限り記載しております。

項目の概要と記載している主要事業について説明させていただきます。

初めに、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成につきましては、人口減少の抑制策として重要な対策であると位置付けており、支援制度を利用した移住世帯、地域おこし協力隊の隊員数を指標として、お試し移住や移住定住に係る事業、世界遺産、日本遺産、東大寺サミットなどを活用した地域間交流、人材育成とし

て職員研修などを計画するものでございます。

13ページになります。

3、産業の振興につきましては、農業、林業、商工業、観光について、金のいぶきの作付面積、新規立地企業数、観光客入込数を指標とし、農林業の基盤整備、経営の近代化、企業誘致、観光地整備に加え、それぞれの振興策を計画するものでございます。

17ページに、（4）産業振興促進事項と記載しております。こちらにつきましては、産業の振興の項目のみ記載される項目でございます。

過疎地域に立地します事業者に対する国税の租税特別措置や固定資産税などの地方税の特例を受けることができる業種を掲載しております。これらにより、過疎地域に立地する事業者については、税の特例が受けられることとなります。

なお、この後、議案第81号で上程しておりますので、ご審議よろしくお願いたします。

18ページになります。

4、地域における情報化になります。

マイナンバーカードの交付割合を指標とし、防災行政無線の更新、修繕やデジタルトランスフォーメーションの推進を計画してまいります。

20ページになります。

5、交通施設の整備、交通手段の確保の促進になります。

町民バスの利用者数を指標とし、道路、橋梁、水路の改良及び町民バスの運行事業などを計画するものでございます。

22ページになります。

6、生活環境の整備になります。

上水道、下水道、消防施設、廃棄物処理、公営住宅について記載するもので、水洗化率、町営住宅の維持・補修、老朽公営住宅の解体を指標とし、水道事業、下水道事業、消防施設、公営住宅について計画するものです。

続きまして、26ページになります。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。

子育て支援センターの利用者数、介護予防教室や講座への参加割合、要介護認定率、健康寿命の延伸、特定健診受診率を指標とし、施設の整備改修や子育て、高齢者、障害者健康づくりへの支援を計画するものでございます。

続きまして、31ページ。

8、医療の確保となります。

地域医療を確保するため、医師の招聘、奨学金活用者、紹介率、逆紹介率、病床稼働率を指標とし、涌谷町国民健康保険病院の医療機器などの整備や、医師の招聘事業、奨学資金の貸付けなどを計画するものでございます。

33ページ。

9、教育の振興となります。

学校教育、生涯学習について記載するもので、図書室の利用者数を指標とし、教育施設やスポーツ施設などのインフラの長寿命化やスクールバスの運行事業などを計画するものでございます。

続きまして、37ページ。

10、集落の整備になります。

地域コミュニティを維持していくため、自治会数を指標とし、集会場整備などを計画するものでございます。

38ページ。

11、地域文化の振興となります。

地域の歴史資源を活用するためなど、地域文化振興施設利用者を指標とし、施設の改修、活用などを計画するものでございます。

続きまして、40ページ。

12、再生可能エネルギーの利用の推進になります。

脱炭素社会を目指し、持続可能なまちづくりを行うもので、公用車の電気自動車の導入数を指標とし、省エネやLED化などを行う計画となります。

続きまして、42ページ以降につきましては、令和4年度から令和7年度までの過疎地域持続的発展特別事業の事業計画となり、2から12までの計画におけるソフト事業の再掲となっております。

本計画につきましては、8月29日の議会全員協議会で素案を説明させていただきました。その後、大きく変更した点につきましては、21ページの4、交通施設の整備、交通手段の確保の促進における市町村道路、その他の事業内容の掲載の仕方になります。

全協での説明については、路線ごとに詳細に掲載しておりましたが、実施段階で延長など少しでも変更になったとしても、検討の協議が必要となることから、県と協議いたしまして事業内容を今回の記載のとおりまとめさせていただきました。

また、10月25日から11月7日まで行いましたパブリックコメントにおきましては、2件意見が寄せられています。1件につきましては、過疎になっても制度を活用し、さらに支援をしてほしいという要望、もう1件につきましては、防災及び産直への意見であり、防災につきましては、避難所を兼ねた高層階の建物の整備、産直については、品ぞろえを充実してほしいとの要望でございました。

以上により、本計画は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第7項により、あらかじめ県との協議を9月2日から行い、12月1日に同意を得ております。

議案可決後、国への申請を行うこととなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 令和3年の3月31日に法が施行されて、今回の策定することになったということなんですけれども、県との協議が9月2日で、何でこんなに時間がかかっているんですか。と言いますのは、4年度から7年度までということになると、4年度ってもうあと3か月しかないじゃないですか。3か月って、まあ12

月いっぱい入れれば4か月。そんなスピードのなさといいますか、どうしてそういうことになったのかというのが1点。

2点目には、今、2から12まで11項目、2番目が移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から始まって、12が再生可能エネルギーの利用推進、この11項目のうち載っているのを数えると、全部で215項目、これできるんですか、215項目。最後に、この制度を活用してやるのが過疎地域持続的発展特別事業というのが、これが42ページから45ページまでの108項目。この108項目の不思議なのが、大体この区分けの仕方がよく分からないんです。例えば、21ページ、21ページに（1）から道路、橋梁、その他とあって、（9）として過疎地域持続的発展特別事業、公共交通と、これが全部の項目に入っているわけじゃないんですよね。

16ページの産業の振興については、この名前のつくったくりはないんですよ。そのくり方のおかしいのはなぜなのか。あるところによっては過疎地域特別持続的発展特別事業というくりをつくっているし、そういうくりをつくっていない項目があるというの、なぜそういうふうになったかということ。

それから、昨日、新聞報道でも出ましたんですけども、町長は来期もやるという決意をしたのであれば、これらの、例えば、108項目を実現するには、骨格予算ではできないじゃないですか、これ。6月補正でやっちゃうということ。その辺もどうなのか明確に答えてほしい。

それから、17ページの（10）で過疎地域持続的発展特別事業、第一次産業、農畜産物生産強化事業、それから、商工業・第六次産業で涌谷町ブランド強化事業というのが入っているんですけども、これが42ページから45ページの特別事業の中に抜けているというのはどういうことなの、一体。片方で、これは過疎の特別事業で行いますよというのを17ページで上げていて、実際、まとめたのにはそこのところが抜けているというのは、何で抜かしたのか。抜かすんだったらこの最初のから抜かしたらいいじゃないですか、17ページのから。その意味がよく分からないんですけども、かなり矛盾といたしますか。

それと、あとは42から45ページの平成7年度まで、これ全部できるんですか。結局、4年から7年って書いていてだけで、何年にどこまでやるとか、これの予算の裏付けはどうするかというの無いね。金額も入っていないし、かなり、まあ私から言わせれば曖昧という。計画なんだから、やはりきちんと4年間でここまでやりますよというなら、初年度はここまでやって、7年度まではここまで行きますよという、数字とか、それから、その裏建てといたしますか、予算の背景がなければ、非常に曖昧といたしますか、見てもよく分からないのが、抽象的といたしますか、書き方によっては、きちんと書いてあるのは分かるんですけども。東大寺関連事業とか、千葉市サミット交流事業というのは、何をやるのか。物産販売交流事業とか、国際交流推進事業とか、ただ事業名を羅列しているだけで、何をやるかというのが、やはり町民にとって分かりやすい計画でなければ理解してもらえないと思うんですけども、その辺含めていかがですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それではお答えいたします。

まず、第1点目なんですが、本法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法については、令和3年3月31日に施行なっておりますが、本町が過疎地域に指定されたのは令和4年4月1日でございます。それからの計画策定ということで、本日に至ったということになっております。

2点目ですけれども、まず、記載の方法ですね。まず、冒頭にも申し上げましたとおり、この記載につきま

しては、国から記載例が示されており、それぞれ項目の順番、番号についても国から定められた番号を使用されております。ですので、番号が飛んでいたり、項目の名前についても、そのとおり国の記載例に倣って記載しているものでございます。

また、この事業の多さということなんですけれども、二百何ぼとおっしゃいましたけれども、42ページ以降につきましては、本編の再掲となっておりますので、108項目についてはダブっておりますので、実質140何がしの事業となっております。

全てできるのかということなんですが、事業の記載については、ここに記載していなければ、過疎債を充てることができないと。また、記載していることで、過疎により圃場整備や教育施設、保育所、認定こども園、消防施設の建設改修に当たっては、国庫補助のかさ上げがございました。

また、本来の過疎の目的である過疎から脱却するため、該当する事業をできるだけ掲載するよう、計画の策定に当たっては県のほうからの指導を受けております。

この事業の計画内容につきましては、今回の計画の進捗等を踏まえながら、次回の策定時には記載については検討してまいりたいと思っております。

来年度、この予算につきましては、骨格ということ、過疎については当初、計画しない予定で今進めております。6月補正、7月補正ということになるかと思いますが、十分、過疎債の申請のほうには間に合う。今年に関しましても、今回策定しております、過疎債については2次協議ということで、現在申請をしているところで、十分に合っているところでございますので、来年度も同じような形で申請のほうを行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 町長からよろしいですか。町長。

○町長（遠藤釈雄君） この計画は、総合計画に沿ってつくったというように理解しております。そういった中で、骨格予算との整合性がないのであって、骨格予算であれば、事業ができないのではないのかという心配されておりますけれども、これは結局、どなたがやっても、改めて持続可能な地域づくりというものが事業としてあてがわれておりますので、やはり総合計画に沿って、あるいは、新たな町長のこれぞというところに沿って、改めて事業を起こすという手法しかないのかなと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 財政課長、答えていないのあるんだけど、さっき言った17ページの（10）に、過疎地域持続的発展特別事業第一次産業、農畜産物生産強化事業と、商工業第六次産業化で涌谷町ブランド強化事業というのあるんだけど、これが42ページから45ページの3、産業振興の中に、この二つが抜けているというのはどういうことなの。最初から17ページにこれ載せなければよかったんじゃないの。それ答えてないよ。なぜ抜けたかと。

それから、ここに載せていないと、結局過疎債を充てられないというんだけど、だったら、7年度まで、5年度、6年度、7年度で何をするのかというのも、年次割りとかってつくらなくていいの、これできるの、108項目も。金どれくらいかかるかも分からないで、ただ過疎債をもらうためにこれ載せていないといけないんだ、だから載せたんだ。それはおかしい計画でないの。計画というのは、やっぱり実現するための計画なんだ

から、実現できないものを載せるとか、金もらえないから、載せておかないと金もらえないとか、何か仕事の進め方として、3年間で、もう4年と言ったけれども、実質もう3年しかないんだから、3年間に、ここここここだけはやりますよという重点的なものだけでいいんじゃないの。こんな108項目も載せることもないんじゃないか。いかがですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 先ほど、回答漏れあって申し訳ございませんでした。

農畜産物生産強化事業及び涌谷町ブランド強化事業につきましては、ソフト事業であり、本来、後ろに載せる、再掲に載せるべきものでございましたが、漏れておりました。記載漏れでございます。大変申し訳ございません。これについては追加、ぜひ追加させていただきたいと思えます。

あと、この事業の記載につきましては、先ほど申しましたように過疎債を使うだけのものではございません。当然、載っていないければ過疎債は使えませんし、先ほど申しました個々のかさ上げ事業のほうにも該当はなりませんけれども、本来の目的である過疎を脱却するために何をすべきかという計画ということが一つであります。

あと、過疎債を何ぼ、今後使っていくんだと、予算の割り振りですね、これにつきましては今現在、財政のほうでも検討中でもあり、幾ら使えるのか、その辺は検討しているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） こんな108項目も全部やりますというのも、例えばね、東大寺関連事業とか、千葉市サミット交流事業とかって、これによって定住移住する人がどんな事業をやればこれに移住定住というのと結びつくとか、一番やっぱり移住定住は、（4）の一番トップバッターに上げている移住定住支援事業、空き家活用推進事業とか、空き家バンクとか、この辺が移住定住のメインになるところなんですよ。だから、これだって空き家活用推進事業、空き家活用してどうするのかというの、全然イメージが湧かないんだけど、現実的に前にもあったけれども、空き家を使ってどうのとかって、ただ、なかなかそれだとうまくいかない。うまくいった市町村というの聞いたことはないけれども、そういう、名前を見て事業のイメージも湧いてこないような、具体的に何をするのかと分からないようなのを何で載せてくるのかなというのは。まあ、さっきの17ページのは、記載漏れごめんなさい、ごめんなさいって、これで議決もらいましょうというのを、議会の議決をもらおうというのに、記載漏れでした、ごめんなさいということないんじゃないの、これ。いかがな事なんでしょうか、副町長。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） ただいまの件につきましては、精査漏れということで、それについては上げさせていただきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 先ほど、パブリックコメントについてなんですけれども、パブリックコメントをいただいたからには、こちらから回答といいますか、執行部のほうから回答なさるということはあるんですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） はい。パブリックコメントについては回答いたしております。現在ホー

ホームページのほうで公表させていただいております。

○議長（後藤洋一君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 先ほど来、3点挙げていただいた中に、産直センターのことがありましたけれども、それについては、皆様方もご存じのとおり、コロナが当初、温泉に出たと、温泉のお客様から出たということで、温泉の今までとは全然違うやり方をやって、集客が望めませんでした。それに伴って、直売所等も、やはり前にも私話したんですけれども、集客はもちろん、温泉と同じように物すごい減少であります。持ってきて生鮮野菜は本当にすぐ下げなければならない状況が続いた、2年、3年目でもまだ回復をしておりません。そんな中で、やはり品揃えというのはなかなか、会員には充当していただきと言っても、やはり傷んで捨てるようなものになってしまうので、なかなか充当できないような状態が続きました。そういう状況を詳しくホームページに掲載していただくことを願います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） すみません、諸事情がございますことは重々承知しております。既にホームページのほうには回答もしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） この制度についてちょっとお伺いしますけれども、当初4年計画で、過疎地域が脱却ならなかった場合の延長は、また4年になるのか、それとも、1年ごとに更新するのか。もし脱却したとなれば、計画の途中でも過疎債というのは切れるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 本法律は、国会議員の議員発案により、令和3年度から5年の法律となっております。

特別措置法なので5年で切れる法律でございますので、その後、継続されるかどうかについては、はっきり申し上げられないのが事実でございます。ただ、この計画中に過疎を脱却するということはないというか、5年ごとの見直しということになりますので、そこはないということになります。

本町につきましては、本来であれば5年なんですけど、令和4年度からということで、途中から過疎に認定されておりますので、残期間の4年という計画になります。なので、令和8年度、もし新しい法律が継続するのであれば8年度からまたスタートということになります。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと先が見通せないということは分かったわけですが、8番からも質問あったんですが、そうであるならば、あと4年と見込んで、4年というか、7年度までと見込んで、できる限りの事業を執行する方法がいいのではないかと私は思いますけれども、そうであるならば、やはり当初予算とかから、そういう骨格ではなくて組んで、スムーズな事業執行ができるようにすべきだと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ご意見ありがとうございます。できるだけということにつきましても、まず、過疎債については、ソフトについては上限決まっております。ハードにつきましても、100%来るとは限

らないということになっていますし、あと、過疎債いわゆる借金であることには変わりありませんので、借金をどれだけするのかということも考えていかなければならないと思います。

昨日以来、当初、骨格でどうなんだという意見もございますけれども、町長の意向としては骨格でということでございますので、これについてはそのままやらせていただきたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） そうであるならば、やはりその計画をきちっと、事業計画を立てなければいけないのかな、優先順位をどうするのかそういうこともきちっとやはり決めて進めない、何かちぐはぐな執行というか、事業執行になってしまうのではないかと思いますので、もう少しやはり全勢力というか、職員みんなでそういう事業をどうするのかとか、そういうことを早く決めておく、もう決めておかなければいけない時期だったのではないかと思いますけれども、それにつけてもやはり、骨格予算は、私はあり得ないと思いますが、町長いかがですかその辺は。考え直しはないでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 考え直しでなくて、私自身が、全部羅列した、久議員さんではないんだけど、羅列して、これとこれと、これとこれを重点的にしたいという思いはございます。その思いに沿って計画がなされれば、もう少しスムーズな形になるのかなと思っておりますけれども、それ、私が決めてそれでいいのかって思いますと、それは許されないでしょう。私は、この次もやりますよと言ったのも確かですけども、どういう展開になって、別な方になるかもしれないのに、そこに縛りをかけるような、仮に縛りをかけないとするならば、このことは町長が変わった場合は全部元に戻しますよということでもあったら、結局同じことなのかなと思いますので、その辺はやっぱり、私の責任上、そうせざるを得ないなと、そのように思っております。

これだけのことを、私自身も整理がつかないなと。全部見てみましたけれども、整理つきませんけれども、だったら、やっぱりこれとこれと、何点、10点とか、15点とか、しっかり目標を定めて、それに基づいた計画を立てれば分かりやすいと思いますけれども、それがたまたまこういう時期でございましたので、できかねたと、そういうことでございます。その辺のところは議員の皆さんも歯がゆいところあると思いますけれども、立場上、あるいは責任上、ちょっとそういう踏み込んだことができなかったというのが、私自身も残念でありますけれども、そういう立場でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 黒澤でございます。

この過疎債ですけども、令和4年度から7年度まで、町が過疎から脱却する大切な計画となっております。

そういう中で、私どもも商工会に所属しておりますけれども、JA新みやぎとか、区長会の皆さんとか、その町のいろいろな、様々な問題を把握している組織が多々あるので、そういう組織の方たちと話し合いとか、ご意見とか、そういうのはこの計画には盛り込んでいるのですか。質問いたします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

関係各団体、諸団体と言われるところとは、お話しはしておりません。担当課を通じて意見を吸い上げる形ということになっております。

○議長（後藤洋一君） 1 番黒澤 朗君。

○1 番（黒澤 朗君） じゃあ、町側がこの計画さえ実行すれば、もう過疎は脱却できると、自信の持てる計画と
いうことでよろしいのですか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

過疎を脱却できるというのではなくて、過疎を脱却するための計画なので、できるかできないかではない
かと思います。する方向に向けての計画だと考えております。

また、過疎を脱却するためには、やはり人口を増やさなければならないという一番の課題がございます。こ
れにつきましては、町だけというわけには、やはりいきませんので、関係する皆様方のご協力を得ながら、過
疎脱却に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 1 番黒澤 朗君。

○1 番（黒澤 朗君） 町内にも様々ないろんな知恵を持った方もいらっしゃると思います。この計画ができた以
上、今後、町民ともいろいろ話し合いながら、こういう方向に向かいますとか、こういうのがありますとか、
いろんなパブリックコメントではなく、町からもいろいろ町民に対して情報を投げかけて計画を進めていただ
きたいと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ご意見ありがとうございます。

うちのほうからと限らず、担当する課からも、こういった計画がありますということで情報の伝達ですか、
情報を流していきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。6 番稲葉 定君。

○6 番（稲葉 定君） 企画財政課長からいろいろ、るる説明あったんだけど、考えてみたら、この計画書と
いうか、これは風呂敷を広げた状態で、私は計画じゃないと思います。やはり計画は、優先順位とかつけて、
これとこれだけはやりたいんだとか、8 番議員とか4 番議員も指摘しておったんだけど、やっぱりこうい
うふうにやりたいんだという方策というか、示さないと、計画にはならないんじゃないかなど。これはただ風
呂敷広げて、店が商品陳列したというだけの話で、やっぱり皆さん指摘するように、計画には当たらないと。

先ほど来、町長もいろいろ、そうまでやると、次の、もしかしたら私と違う町長になる可能性もあるので、こ
れはできないんだって、それも違うと思うんですね。これやりたいんだって言って改選に臨んで審判を受ける
のが、私は筋だと思うんです。それどうなんでしょうかね。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

確かに、風呂敷を広げた状態の計画かもしれませんが、先ほども申しましたとおり、これに載ってい
なければ過疎債も受けられないし、国庫のかさ上げも受けられないということもございます。

特に、国の制度につきましては日々変わっていくということもあって、載せておかなければ該当にならない
こともあるよということ、県の指導を受けております。

優先順位ということもありますけれども、逆に優先順位をばっちりつけてしまうと、それにとらわれて急遽

できなくなるということもございます。その辺を踏まえてこの計画を策定しているものでございます。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 稲葉議員さんの言っていること、何かある意味非常にありがたいご発言でございますけれども、これはやはり過疎を脱却するための仕掛けづくりと、私はそういう認識を持っています。これぐらい認識持っているぐらいは言わせてもらってもいいのかなと思いますけれども、そうすると、何をどのようにしたらいいかって、先ほど久議員が言いましたね、移住定住、そういうの直接的で分かりやすいと。全くそのとおりだと思います。そのためにはどういうことを重点的に、それにかみ合う事業をどのようにしたらいいかと。やっぱりそれに今度は肉づけをして、だったらこの事業とこの事業を絡めてやりましょうと言っているうちに、一連の流れの中の分かりやすいこの過疎債を使った事業というものができて、その期間中には過疎を脱却できないかもしれませんが、それが礎となって町の活性化、人口の増加等々に結びつくのかなと、そのように理解しておりますけれども、やはりこれは、過疎債と言いますけれども、もらう金ではありませんので、やはり効率よく、後で返す分の借金はありますから、その部分をしっかりと、返して余りあるような形にしなければならぬというのは、責任が発生しますので、どうしても私としては踏み込んだ形ができない。それは全く僭越なことでありますので、できないと思っております。

なぜそういうふうにと言いますと、私が財政再建であれ、病院の問題であれ、あるいは日本遺産であれ、あるいはウェルファムさんであれ、全てが前の町長が一生懸命やろうとしたことで、私はその遺志を継いでやっ

てきているわけでございます。ですから、私はそのように今まで頑張ってきましたけれども、果たして同じような思いをなされる方が次になるかという、それは全く分かりません。

ですから、そういう自分の思いもありますので、大変申し訳ないんですが、このような形の中で、そして、やがては、もし私がやれば、取捨選択し、このような形にしたいと、そして肉づけしていく。たまたま選挙というものを挟んでしまって、その支障はあると思いますけれども、そういう考えでこのような形のご提案しかできないということで、大変申し訳ないんですが、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 財政課長もいろいろ言うんだけど、やはり事業選択というか、数多くなくても、例えば、先ほど来、言っているんだけど、優先順位つけて、そういう三つとか四つとかって事業は先行してやって、後から追加の事業というか、できるはずですよ、別に来年度でも何でも。町長の答弁のことを借りて言えば、町長が今、最小限これはやって、やり始めていていいんじゃないかって。そうすれば、後で追加の事業というか、そこでまたつくってもいいはずですよ。別に一遍にヨーシドンで全部やろうとした事業をヨーイドンで始まる必要も何もないわけです。この年度、過疎法の年度終了前に申請すればいいだけの話だから、早くやる方がいい事業ってあるはず。町長の改選待ったら6か月時間無駄にするとか、死んだ時間をつくってしまう。私はそれがすごく残念です。その辺どうお考えなのかもう一回伺いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 過疎債等適用、事業執行に当たりましては、財政の予算要求のヒアリング等で取捨選択してまいりますし、町長、副町長の意向により選択させていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 納得できないんだけど、いわゆる過疎法でないとなかなか手がつけられない事業って、当然この中に盛り込まれている。一般の普通の一般財源からは、なかなかここまで手が回らないようなということも、過疎から脱却する事業の中に盛り込んでできるはずだし、そういったことをいち早くやっていいと思うんですけどもね。私、今年の3月議会でこの過疎法のことを取り上げて、質問させていただいたんだけど、やはり、まず必要がないというか、これはいち早くやったほうが、手をつけたほうがいいんだというふうに判断をしていただいて、先行して事業を開始していただいたほうが、私は涌谷町のため、町民のためになると思います。もう一遍、その辺、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 貴重なご意見ありがとうございます。当然、担当課からは、必要な事業、必要な事業というか、これやったら町のために効果がある事業ですよということで、予算を上げてきております。その中で、全体的な予算というのは限りがあります。当然、借金でもありますし、全体的なバランスを考えていかなければなりません。その中で、年度年度で優先順位を、優先順位というか、事業の採択をしていきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号 涌谷町過疎地域持続的発展計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。

よって、議案第80号 涌谷町過疎地域持続的発展計画については原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は11時といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

◇

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、議案第81号 涌谷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第81号の提案の理由を申し上げます。

本案は、ただいま議案第80号でお認めいただきました涌谷町過疎地域持続的発展計画において、過疎対策として行う固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） それでは、議案第81号 涌谷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について説明申し上げます。

議案書2ページ、3ページ、説明については、資料でいたしますので、12月会議資料1ページをご覧ください。

資料は、条例の概要をまとめたものでございます。

概要の1、条例制定の趣旨といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、令和4年4月1日に涌谷町の全域が過疎地域として指定されまして、これに伴い策定されました涌谷町過疎地域持続的発展計画に基づき、振興すべき業種を定め、その事業の用に供する資産を取得等した者に対し、過疎対策として固定資産税の課税免除を行うため、条例を制定するものでございます。

2の内容でございます。

(1) 資産の取得等の時期といたしましては、涌谷町が過疎地域として指定されました公示日、令和4年4月1日から令和6年3月31日までといたします。

(2) 対象者については、青色申告をする個人又は法人というふうに分めます。

(3) 対象となる事業ですが、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業となります。

(4) 対象となる資産の取得でございますが、ただいま言いました(3)の事業の用に供するため、取得又は製造若しくは建設としています。

建設については改修工事も含みますが、資本金が5,000万円を超える法人の場合は、新增築のみが対象とされます。

次の(5)取得等価格要件といたしましては、表のとおりでございますが、業種と事業者の資本規模に応じて、500万円以上からの取得等価格の要件を定めています。

(6) 免除期間については、新たに課税免除を行った年度から3年間というふうになります。

内容につきましては、総務省令に基づいて条例として制定するものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

条例本文ですが、条文ごとに説明いたしますと、第1条は趣旨、第2条が先ほど説明いたしました免除の内容ということでございます。

3ページ、第2条第2項では、事業の承継があった場合に課税免除が引き継がれることを定めております。

第3条では、申請について規則に定めることを規定しております。

第4条は、虚偽その他不正によって免除を受けた者は、その免除を取り消すことを定めています。

第5条が委任条項。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

条例の制定によりまして、固定資産税を課税免除する優遇措置を行い、過疎対策として産業振興促進策とするものです。

この条例に伴う減収の75%が普通交付税として補填されるという制度になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号 涌谷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号 涌谷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第82号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、地方公務員法の一部が改正され、令和5年4月1日より地方公務員の定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることから、関係条例を整備するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） では、議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明申し上げます。

議案書につきましては4ページ、資料は2ページ、新旧対照表は1ページからとなります。

説明に当たりましては、資料と新旧対照表をもって説明させていただきますので、ご覧いただければと思います。

まず、資料の5ページ目でございます。

今回、改正されました地方公務員法の一部を改正する法律の概要でございます。

今回、改正に至りましたのは、若年労働者が人口減少する中、意欲と能力のある高齢者が活躍できる場をつくるのが、社会全体の重要な課題となっていると。また、公務におきましても、複雑高度化する行政課題におきまして、的確に対応いたします質の高い行政サービスを維持する必要があると。こういった背景を踏まえまして、60歳を超える職員の能力・経験を本格的に活用するため、定年引上げが必要とされ、今回、地方公務員法の一部を改正することに至ったところでございます。

これに先立ちまして国家公務員の改正が行われているところでございます。

主な内容でございますが、定年の段階的な引上げでございます。

定年におきましては、現行60歳となっておりますが、令和5年度、令和6年度の対象職員につきましては、定年が61歳まで、令和7年度、令和8年度までの対象職員については62歳まで、同じく、最後に、令和9年度、10年度については63歳、11年度、12年度につきましては64歳、13年度以降については65歳、定年延長がされるという形になっております。

このように、2年ごとに定年が引上げられることとなる予定でございます。

また、定年引上げに合わせまして、現行の60歳定年の退職者の再任用制度については、廃止されるところでございます。

しかしながら、定年の段階的な引上げ期間中におきましては、定年から65歳までの経過期間として、現行と同様の制度を暫定再任用制度として、制度については継続する予定でございます。

続いて、2番目、役職定年制でございます。

役職定年制（管理監督職員勤務上限制度）の導入でございます。

今回、高齢期の職員を定年延長とすることに伴いまして、今後、組織活力を維持するため、管理監督職（管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職）の職員は、60歳の誕生日から同年以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職員以外の職に異動させることとされました。

（2）役場定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設けることができるとされました。

3番目でございます。

定年前、再任用短時間勤務制の導入でございます。

60歳に達した日以後、定年前に退職した職員につきましては、本人の希望により短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度が導入されました。

4番目でございます。

情報提供・意思確認制度の新設でございます。

今回の定年延長を踏まえまして、任命権者は当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、

給与、退職手当に関する情報を提供するものとしたしまして、また、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとなっております。

5番でございます。

給与に関する措置〔条例により必要な措置を講ずるもの〕でございます。

(1) 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定するものとされております。

(2) 60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定するということになっております。

右のページ、定年の段階的引上げをご覧ください。

表の見方ですが、一番上が年度、令和3年度から令和15年度までで、定年につきましては、現行の定年制度に伴いまして定年となる年齢を記載させていただいております。

その下については、年金の支給開始年齢について記載させていただいております。

令和4年度の欄を下に下りていきまして、昭和37年4月2日、昭和38年4月1日、この方々については60歳定年退職と書いております。

令和5年度からは、昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれの方については、61歳定年退職となりますので、令和6年度になり、61歳定年退職となる予定でございます。

以下、同じように、昭和39年4月2日から40年4月1日生まれの職員については、令和8年に62歳の定年退職という形で、2年ごとに1歳切り上がるという形になります。

下の欄を見ていただきますと、昭和41年4月2日、昭和42年4月1日生まれの方については64歳定年退職になりますが、昭和42年4月2日生まれ以降については、65歳の定年退職となり、制度については、令和13年度以降については65歳定年が定着するものということでございます。

続いて、資料の2ページをご覧ください。

今回の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、さきの条例で改正が生じるものでございます。

11の条例の一部改正、また廃止といたしまして、定年延長により再任用に関する条例につきまして廃止すると、全部で12の条例を改正、廃止となるものでございます。

議案につきましては、非常に文章の内容が多岐にわたりますので、こちらの資料と新旧対照表をもって説明させていただきたいと思っております。

第1条でございます。涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第9条第1項任期付職員の給与の特例でございます。こちらは、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

11条第3項、こちらは、任期付職員の給与条例等の適用除外等でございます。こちらにつきましても、「再任用職員」「再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第2条でございます。涌谷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

第2条第2項でございます。職員の派遣。該当職員に管理監督勤務上限年齢による職員がいた場合については、後任及び管理職職員の任用の制限の特例を受ける職員を含めるものでございます。

第3条でございます。涌谷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第3条報告事項でございます。今回の地方公務員法の改正に伴う条例の改正に伴いまして、地方公務員法「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めるものでございます。

第4条涌谷町職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。

まず一つは、目次及び章名を変えるものでございます。章名といたしましては、第1章から第5章まで設定されるものでございます。

第1条、こちらが第1章となりますが、趣旨、今回の地方公務員法の改正に伴いまして、条文の改正を行うものでございます。

第3条、こちらが第2章となりますが、定年制度となります。定年年齢を「60歳」から「65歳」に改めるものでございます。

第3章、第6条から第11条につきましては、こちら管理職勤務上限年齢制の項目に関して記載させていただいております。

定年年齢の延長に伴いまして、管理監督職に上限を設けまして、役職定年の降任、降給を行う改正の整備を行うものでございます。60歳の役職定年を行いまして、次の4月1日までの間に降任、降給を行う改正でございます。

第4章でございます。第12条定年前再任用短時間勤務制でございます。

定年年齢の延長に伴いまして廃止される再任用制度に代わりまして、新たに、定年前再任用短時間勤務制度を整備するものでございます。

第5章、第13条雑則となります。委任でございます。

規則への委任事務について整備するものでございます。

附則でございます。第3項から第5項でございます。定年に対する経過措置でございます。

定年に関する計画について整理するものでございます。先ほど申し上げました2年ごとに定年が延長され、65歳までになるというものでございます。

次のページをご覧ください。

第5条涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第2条第2項、第3項でございます。

1週間の勤務時間でございます。こちらについても、地方公務員法におきます条文の改正を行うものでございます。

第3条第1項ただし書、第2項ただし書、第4条第2項ただし書、週休日及び勤務時間の割り振りでございます。こちらについても、今回の文言整理といたしまして、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第12条第1項年次有給休暇でございます。

こちらについては、数字の表記の改正のほか、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第15条第1項、第3項介護休暇でございます。

同法第17条の次に第1項を加えると、法律改正を受けまして項を加えるものでございます。

第15条2、第3項介護時間でございます。

条例の表記を修正するものでございます。

第17条第3項組合休暇でございます。

こちらについても、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

附則の第16項でございます。

こちらについても、先ほどありました同法第17条の次に第1項を加えるものとなっております。

第6条でございます。

涌谷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第2条育児休業をすることができない職員、第9条育児短時間勤務をすることができない職員、こちらについては、該当職員に管理監督職務上限年齢により後任等及び管理監督職への任用への制限の特例を受ける職員を含めるものでございます。

第17条部分休業を請求することができない職員、こちらは、先ほど、地方公務員法の改正におきまして、改正文が変わったことにおきまして、その条文を改正するものでございます。

第18条部分休業の承認でございます。

「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第7条涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第3条第5項報酬の支払い方法でございます。

こちらにつきましても、先ほど、地方公務員法の法律の改正を受けまして、条文が変わることにおきまして、条文を変えるものでございます。

附則3項、第10項、第28項でございます。

平成17年度における報酬の減額、規則への委任でございますが、第2条の次に第1項を加え、文言を修正するものでございます。

続いて第8条町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

第4条第1項手当等の額、こちらにつきましても、地方公務員法の改正におきまして条文の改正を反映させるものでございます。

続いて、4ページをご覧ください。

第9条涌谷町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第5条第11項（初任給、昇格、昇級等の基準）でございます。

こちらにつきましても、法律改正を受けまして、対応する条文の内容が変わりましたので、改正後の条文に加えるものでございます。

また、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第5条の2（初任給、昇格、定期昇格等の基準）でございますが、その中で、地方公務員法の育児休業等に関する法律が今回施行されまして、こちらを踏まえて育児休業法について、同法に「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第5条の4（初任給昇格、昇給等の基準）でございますが、こちらは、短時間勤務職員の給料月額に関する基礎額を同法の規定による給料月額から定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額に改め、勤務時間条例第2条第1項を同条第1項に改めるものでございます。

第11条の4、第2項でございます。

こちら扶養手当とありますが、通勤手当の間違いでございます。訂正をさせていただきたいと思っております。

こちら、「再任用短時間勤務職員」につきまして、「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第19条第3項（期末手当）、第20条第2項（勤勉手当）、第21条の3第1項（寒冷地手当）、抜けておりましたが、第14条第22項（時間外勤務手当）、こちらにつきましても今回の改正の項目となります。

改正内容といたしましては、同じく、「再任用職員」につきまして「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

附則でございます。

管理監督勤務上限年齢制の整備による給与に関する事項の追加を行うものでございます。

第10条職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。

第5条第1項（短時間勤務職員の手当額）でございますが、こちらも地方公務員法の改正に伴いまして条文の改正を行うものでございます。

第11条涌谷町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

第2条（給与の種類）でございます。

こちらについても、地方公務員法の改正に基づいて条文を改正するものでございます。

第19条（再任用職員についての適用除外）でございます。

こちら、今回の地方公務員法の改正に伴いまして、該当する条文についてそれぞれ改正するものでございます。

第12条涌谷町職員の再任用に関する条例の廃止でございます。

今回は、定年延長による再任用に関する条例の廃止を行うものでございます。

議案書にお戻りください。

議案書22ページになります。

附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 黒澤でございます。

議案第82号ということで、60歳から65歳に定年延長するということですが、65歳の定年まで段階的に引上げされ、引上げ期間中は、経過措置として現行同様の制度を存知し、暫定再任用職員とし、再任用に関する条例が廃止されるようですが、今回の条例ではどの部分に記載されるのかお聴きしたいのと、改正案では、再任用

職員を、定年前再任用短時間勤務職員と改めるようですが、暫定再任用職員の扱いはどこに出てくるのかお聞きしたいと思います。

また、役員定年制、要するに管理監督職員勤務上限年齢制が導入されるようでございますが、そこで確認ですが、管理職手当が支給されている職員が対象のようですが、該当するのは、課長職の方々が60歳の誕生日から、最初の4月1日までの間に異動させるとありますが、当町においてはいつとするのかお聞きしたいと思います。

これまでどおり、年度末まで管理職として在職させて、4月1日に後任人事を発令するのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 3点ですか。（「4点です」の声あり）総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 再任用制度の暫定再任用制度、ちょっと条文、今すぐあれですが、地方公務員法の今回の改正の法律のほうでうたわれているところがございます。それをもって再任用制度が暫定再任用制度にそのまま置き換わるという形の規定となっているところがございます。

あと、管理職の60歳定年による後任の取扱いでございます。

こちらについては、ただいまお話しいただきましたように、60歳誕生日到達から翌年の4月1日までの間という形でございます。

行政運営上、進めていく中で、やはり年度途中の誕生日月に人事異動というのは非常に組織的には難しいこととございますので、基本的には4月1日をもって進めていきたいというところがございます。

3月31日で、翌年度の中で対応していくということでございます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 定年の方は、60歳を迎えた年度の年度末で降格人事ということで理解いたしました。

それでは、役職定年の延長として3年まで認められているようですが、どの役職の方が、またどのようなときに認めるのか。ポスト、つまり役職があるのか、その基準を示していただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 国におきましては、定年年齢を、例えば62とか63とか、今でも上げているものがございます。そういったものを踏まえてということとなっておりますが、現在、涌谷町におきましては、想定されておりません。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） そういう事案は出てこないということですね。

また、定年後の職員は、全員再任するのか。その辺は、お聞きしたいところです。全員、退職した人は再任として雇用するのか。

また、例えば幼稚園の教諭とか保育園の園長先生がそうなった場合はどのような対処をするのかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 基本的には定年延長をもって、まず、その後、本人への意向を確認していた

だきながら暫定再任用制度を継続するかどうかというのを確認をしていく形で、基本的には、先ほどありましたように、65まで暫定再任用は認められるというところでございます。

ただ、現在の再任用制度も踏まえながら、継続するかどうかは、その話合い、あるいは意向調査を踏まえて、また、これまでの人事記録なども踏まえながら決定をさせていただくところでございます。

幼稚園の方につきましても、この条例につきましては、今回の涌谷町職員について、全部当てはまるものとなりますので、それぞれの旧の管理職の取扱いはそれぞれの部署によって違いますが、同様の取扱いとなる予定でございます。

○議長（後藤洋一君） 全部当てはまるということです。終わりです。朗さん、終わりです。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号から議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第83号 指定管理者の指定について（涌谷町高齢者福祉複合施設）、日程第5、議案第84号 指定管理者の指定について（涌谷町土づくりセンター）、日程第6、議案第85号 指定管理者の指定について（上地区コミュニティセンター）、日程第7、議案第86号 指定管理者の指定について（中地区コミュニティセンター）については、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） ただいま一括上程されました議案第83号から議案第86号の提案の理由を申し上げます。

本案は、現在指定管理を行っております公の施設、涌谷町高齢者福祉複合施設、涌谷土づくりセンター、上地区コミュニティセンター、中地区コミュニティセンターの4施設につきまして、指定管理期間が令和5年3月31日をもって満了となりますことから、令和5年4月からの指定につきまして、議会の議決を求めるもので

ございます。

高齢者福祉複合施設につきましては、現在、指定管理者としております涌谷町社会福祉協議会は、涌谷町の福祉サービスを担う団体であり、町民医療福祉センターとの連携などこれまでの実績も踏まえ、引き続き管理を行うことが安定した福祉サービスにつながるものと考えまして、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、指定を引き続き更新することと判断したものでございます。

涌谷町土づくりセンターにつきましては、現在指定管理者としておりますE C O有機利用組合は、地域の畜産農家の皆様を組合員とする団体であり、地域に根差した団体として定着していることから、これまでの実績も踏まえ、畜産公害防止と堆肥の有効活用について、引き続き管理を行うことが安定した運営につながるものと考えまして、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、指定を引き続き更新することと判断したものでございます。

上地区コミュニティセンター、中地区コミュニティセンターの管理及び運営につきましては、現在指定管理を行っておりますコミュニティセンター運営協議会がそれぞれの地域で設置されており、引き続き管理を行うことが安定した運営につながるものと考えまして、涌谷町公の施設指定管理者審査委員会での協議を経て、指定を引き続き更新することと判断したものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、涌谷町高齢者福祉複合施設と涌谷町土づくりセンターを現在の契約と同様の5か年の令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間とし、上地区コミュニティセンターと中地区コミュニティセンターは、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2か年とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいま一括上程いたしました議案第83号から議案第86号指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案書につきましては、23ページから、定例会資料につきましては、7ページ目となっております。

ただいま町長の提案理由にもありましたように、現在指定管理を行っております公の施設のうち、さきの定例会9月会議におきまして可決いただきました健康文化複合温泉施設、涌谷町研修館、わくや万葉の里以外の施設、今回、指定管理者制度として議案第83号涌谷町高齢者複合施設、議案第84号涌谷町土づくりセンター、議案第85号上地区コミュニティセンター、議案第86号中地区コミュニティセンターについて、指定管理期間が令和5年3月31日をもって満了となりますことから、今回、令和5年4月からの指定について議会の議決を求めるものでございます。

資料7ページをご覧ください。

こちらにつきまして、今回の四つの施設の施設概要を記載させていただいております。

資料の選定方法にもございますように、今回につきましては、いずれも非公募として、現管理者であります指定管理団体を選定させていただいているものでございます。

理由といたしましては、さきの涌谷町公の施設指定管理者審査委員会において協議、検討した結果、現指定管理団体におきましては、これまで適切に管理が行われており、引き続き管理を行うことにより当該施設の安定した行政サービス提供及び事業効果が期待できるものとして、指定を行うこととしたものでございます。

指定期間につきましては、涌谷町高齢者福祉複合施設、涌谷町土づくりセンターにつきましては、前回同様、令和5年4月から令和10年3月31日までの5か年、上地区コミュニティセンター、中地区コミュニティセンターにつきましては、現在の施設の老朽化などの状況を踏まえて、今後の在り方について各地区コミュニティセンターと、コミュニティセンター運営協議会と協議する必要があるということから、今回、2か年とするものでございます。令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2か年とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。一括質疑といたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 指定管理者の指定について（涌谷町高齢者福祉複合施設）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号 指定管理者の指定について（涌谷町高齢者福祉複合施設）は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号 指定管理者の指定について（涌谷町土づくりセンター）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号 指定管理者の指定について（涌谷町土づくりセンター）は原案のとおり可決されました。

これより議案第85号 指定管理者の指定について（上地区コミュニティセンター）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号 指定管理者の指定について（上地区コミュニティセンター）は原案のとおり可決されました。

これより議案第86号 指定管理者の指定について（中地区コミュニティセンター）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号 指定管理者の指定について（中地区コミュニティセンター）は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議案第87号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第87号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億4,678万8,000円を増額し、総額を82億9,439万3,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では徴税におきまして個人町民税、固定資産税において課税増額により増額をいたすものでございます。

また、事業見込みにより、自立支援費負担金をはじめとする国庫支出金、県支出金をそれぞれ増減いたし、繰入金におきましては財政調整基金繰入金を減額いたすほか、保育所等整備交付金等の確定により補助金の財源の一部としておりましたふるさと涌谷創生基金繰入金を減額いたすものでございます。

諸収入におきましては、国県補助金の精算交付金等を計上いたすほか、地方債におきましては、さきにお認めいただきました涌谷町過疎地域持続的発展計画に基づく過疎対策事業債等を計上いたすものでございます。

歳出では、総務費におきまして、新規及び任期延長に係る地域おこし協力隊事業費を増減いたし、財政調整基金につきましては積立金を増額いたすものでございます。

民生費におきましては、今後の見込みにより障害者自立支援費等を増額いたすほか、認定こども園施設整備に係る保育所等整備交付金等について確定により減額いたすものでございます。

また、令和4年3月に発生しました福島県沖地震におきましては、災害における住宅の応急修理が完了したため減額いたすものでございます。

衛生費につきましては、大崎地域広域事務組合負担金等の確定により減額のほか、施設管理費の増額をいたすものでございます。

農林水産業費におきましては、強い農業担い手作り総合支援交付金等の確定により減額するものでございます。

商工費におきましては新型コロナウイルス感染症対応事業者支援給付金事業補助金及び中小企業振興資金貸付保証料補給補助金の確定により減額いたすものでございます。

土木費におきましては、泥目木線道路橋りょう実施設計業務費の確定により減額いたすほか、大谷地線道路改良工事及び県事業で行っております鹿飼沼4号橋掛替調査設計に係る負担金を増額いたすものでございます。

教育費におきましては、国の補助事業を活用し、小中学校の特別教室に空調設備を設置いたし、教育環境の整備を図り、施設の老朽化対応といたしまして、篁岳地区町民体育館屋根の改修工事を実施いたそうとするものでございます。

災害復旧費におきましては、医療福祉センター等の災害復旧につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大による災害査定の延期や復旧箇所の精査等のため、事業費を減額いたし、新年度に改めて計上させていただくものでございます。

このほか、各費目において、施設等の光熱水費の上昇に伴い増額をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） それでは、総務課長から順次説明してください。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） では、議案第87号 一般会計補正予算（第8号）の説明入らせていただきます。

補正予算書52ページ、53ページをお開きください。

人件費につきまして、私のほうから説明させていただきます。

52ページ、給与費明細書でございます。

1、特別職でございます。

（1）総括の表の比較の欄をご覧ください。

今回、その他特別職で職員が人数として4人の増、報酬で2万円の増額となっております。

今回、新たに設置いたしましたいじめ問題対策連絡協議会等委員報酬として、今回増となったものでございます。

次のページ、2、一般職でございますが、ここでは、正規職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、54ページをお開きください。

ア、会計年度任用職員以外の職員、正規職員でございますが、上段の表の比較の欄を見ていただきたいと思います。

給与費のうち、給料で52万9,000円の減額。こちらについては、人事異動による予算の組替えのほか、これまでの確定分について減額するものでございます。

職員手当等241万円の増額でございますが、こちらは、中段以降に内訳といたしまして各項目ごとの増減額を記載しております。

職員の履歴事項の変更によるもの、人事異動等による予算の組替えによるもののほか、時間外手当におきまして281万7,000円の増となっております。こちらにつきましては、これまでコロナ禍の中で行われませんでしたイベント等の実施に伴いまして、今回増額となったほか、建設課におきまして、災害等の復旧に係る業務増、教育総務課におきまして、新型コロナウイルス感染症対策などの業務増により増額となったものでございます。

次に、55ページをお開きください。

イ、会計年度任用職員でございます。

職員数におきまして、4人の増となっているところでございます。

総務費におきまして、今回、企画財政課における地域おこし協力隊が、今回2名増となるものでございます。

また、町民生活課におきまして、マイナンバーの普及促進に係る事務事業のため1名を増員するものでございます。

また、健康課におきまして、職員の産休に伴う補充といたしまして、今回1名を増員するものでございます。

給与費明細でございます。

報酬で33万6,000円、給料で178万1,000円の増額につきましては、ただいま申し上げました任用職員の増によるもので、職員手当の5万8,000円につきましては、通勤手当相当分となるものでございます。

共済費75万4,000円の増額につきましては、今回の職員の配置に伴いまして、今回増額になるものでございます。

一番下にあります(2)その他給与費明細に含まれない人件費といたしまして、退職手当組合負担金4万2,000円の増、児童手当4万5,000円の増につきましては、先ほど言いました会計年度任用職員に係る増額となるものでございます。

人件費につきましては以上でございます。

それでは、5ページにお戻りください。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) それでは、5ページになります。

第2表債務負担行為補正、1、債務負担行為の追加になります。

幼稚園等給食配食事業委託料につきましては、期間、令和5年度から令和7年度の3年間、限度額6,030万円、放射能汚染廃棄物処理委託料につきましては、令和5年度の1年間、5,500万円を限度額とし、債務負担行為を行おうとするものでございます。いずれも今年度中に入札を執行し、4月1日から事業を行うことができるようにするものでございます。

6ページになります。

第3章、地方債の補正。

1、地方債の追加になります。

小中学校特別教室空調設備事業、限度額3,420万円は、教育費における小中学校特別教室空調設備設置設計業務委託料及び工事請負費の町負担分の財源として追加を行うものです。

過疎対策債6,870万円及び過疎対策債ソフト事業3,890万円につきましては、議会資料8ページをお開きください。

令和4年度過疎対策事業債活用事業一覧表を添付させていただいております。

上段につきましてはソフト事業となり、地域看板商品創出事業に390万円、スクールバス事業に3,010万円、社会教育施設長寿命化計画策定事業に490万円、合計3,890万円を充てることといたしております。

なお、ソフト事業につきましては、町に割当てとなっている上限額が3,890万円となっております。

下段につきましてはハード事業となっております。

給食センターシステム食器食缶洗浄機更新工事に3,130万円、箕岳地区町民体育館改修工事3,740万円の合計6,870万円を充てることといたしております。

なお、ハード事業につきましては、町として1億円の要望をしており、現在協議中で確定はしておりません。増減につきましては3月会議で改めて補正をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、地方債の変更になります。

公共土木施設災害復旧工事につきましては、補正後800万円の増額で、5,420万円、その他公共施設公用施設災害復旧工事1,770万円、補正前につきましては630万円の減額で、補正後1,140万円となるものです。いずれも

事業の確定によるものでございます。

続きまして歳入になります。10ページ11ページをお開きください。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

開会前に、企画財政課長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは時間頂戴いたしまして、訂正のお願いをさせていただきます。

先ほど、午前中、6ページに第3表地方債の補正で、2、地方債の変更、公共土木施設災害復旧事業費につきまして800万円の増と申し上げましたが、80万円の増でした。大変申し訳ございません、訂正させていただきます。

○議長（後藤洋一君） それでは、再開いたします。

順次説明願います。税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） それでは、よろしく願いいたします。

補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

歳入でございます。

1款町税1項1目1節①個人町民税の現年課税分3,000万円の増額ですが、賦課状況による今後の見込みでございます。

2項1目1節①固定資産税の現年課税分5,100万円の増額についても、賦課状況による今後の見込みでございますが、主な要因といたしましては、償却資産の申告に伴うもので、家屋の新造分なども含め増額するものでございます。

次の2目1節①国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、確定により4万円を減額するものでございます。終わります。

○福祉課長（鈴木久美子君） 16款国庫支出金1項1目7節障害者福祉費負担金1,326万7,000円の増額は、④自立支援費負担金から⑩障害児施設給付費負担金まで、それぞれ歳出の障害者自立支援費に対する国庫負担金で、負担率は2分の1でございます。終わります。

○健康課長（木村 治君） 14節①国民健康保険未就学児均等割保険料負担金25万7,000円の増額につきましては、令和4年度から実施されました未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の5割軽減措置に伴い、その軽減措置分を公費で負担するものでございます。

負担割合につきましては、国2分の1、県・市町村が4分の1になります。以上です。

○町民生活課長（今野優子君） 2項1目1節⑩個人番号カード交付関連事務費補助金64万5,000円の増額につきましては、マイナンバーカード交付関連事務の増加によるもので、会計年度任用職員の人件費相当分になります。

す。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ⑩新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金270万円の減は、7款商工費における事業者支援事業が確定したことによる減となります。終わります。

○町民生活課長（今野優子君） ⑳社会保障税番号制度システム整備費補助金490万5,000円の増額につきましては、歳出でご説明いたしますが、戸籍情報システムの改修費の国庫補助金になります。補助率は10分の10です。終わります。

○福祉課長（鈴木久美子君） 2目4節⑭障害者地域生活支援事業補助金29万7,000円の増額につきましては、歳出の地域生活支援費に対する国庫補助金で、補助率は2分の1以内でございます。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 次のページ、12、13ページをお開きください。

6節⑥子ども・子育て支援交付金4万5,000円の増額につきましては、歳出の子育て応援団事業費の扶助費に係るもので、国負担分3分の1となります。

⑧保育所等整備交付金2,816万6,000円の増額、次の⑳認定こども園施設整備交付金823万円の減額につきましては、認定こども園建設に伴う国負担分の交付金となります。詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

12節②新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事務費交付金5万円の増額ですが、歳出の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費に係る会計年度任用職員人件費及び消耗品費等の経費に対する追加交付があったもので、国負担10分の10となります。終わります。

○教育総務課教育総務班長（森 太秀君） 16款国庫7目1節③学校施設環境改善交付金2,282万円の増額でございますが、小中学校の特別教室のエアコン設置に係る国庫補助金でございまして、事業費の3分の1が交付されるものでございます。

この事業につきましては、本来当初予算に計上すべきと考えておりましたが、国から令和5年度予算の前倒し事業という確認がございまして、申請しましたところ、11月1日付で交付決定がありましたことから、今回予算計上したものでございます。事業の内容につきましては歳出でご説明いたします。終わります。

○福祉課長（鈴木久美子君） 17款県支出金1項1目7節障害者福祉費負担金453万2,000円の増額につきましては、⑤自立支援費負担金から⑩障害児施設給付費負担金まで、それぞれ歳出の障害者自立支援費に対する県負担金で、負担率は4分の1でございます。終わります。

○建設課長（小野伸二君） 14節災害救助費負担金③住宅応急修理負担金981万1,000円の減額は、確定によるもので、詳細につきましては歳出でご説明いたしますが、3月に発生した地震により被災し、準半壊以上の判定を受けた住宅の応急修理の負担金です。実績は16件でございました。終わります。

○健康課長（木村 治君） 16節①国民健康保険未就学児均等割保険料負担金12万8,000円の増額につきましては、国庫負担金で説明いたしましたが、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の5割軽減措置に伴い、その軽減措置分を公費負担するものでございます。県の負担割合につきましては4分の1になります。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2項県補助金2目4節⑳子ども・子育て支援交付金4万5,000円の増額につきましては、歳出の子育て応援団事業費の扶助費に係るもので、県負担3分の1となります。

㉑小学校入学準備支援事業補助金3万円の減額につきましては、事業確定によるものです。終わります。

○福祉課長（鈴木久美子君） 5節㉑障害者地域生活支援事業補助金14万8,000円の増額につきましては、歳出の

地域生活支援費に対する県補助金で、補助率は国庫補助金の2分の1でございます。終わります。

○健康課長（木村 治君） 14ページ、15ページをお開き願います。

3目1節⑩がん患者医療用ウイッグ購入助成事業費補助金1万円の増額につきましては、今後の見込みとして1名分を増額するものでございます。

なお、県の補助率につきましては2分の1になります。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 4目農林水産業費県補助金1節⑬経営所得安定対策等推進事業費補助金76万4,000円の増額ですが、経営所得安定対策に係る申請が農業者自ら電子申請が可能となることから、申請の確認作業のため、農政局と地域農業再生協議会とのシステム連携のため、システム改修費用に係る経費を増額するものです。

⑭強い農業・担い手づくり総合支援交付金443万6,000円の減額ですが、詳細については歳出でご説明申し上げますが、当初5経営体を見込んでおりましたが、1名の採択により4名分の減額をするものです。終わります。

○農業委員会事務局長（菊池 茂君） ⑮機構集積支援事業補助金14万5,000円の増については、交付決定によるものです。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） ⑯農林業災害対策資金利子補給補助金12万円の増額ですが、令和4年7月農畜産業豪雨被害として、対策融資資金の利子補給分として県分を見込み計上するものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 20款繰入金2項1目1節⑰財政調整基金繰入金9,117万2,000円の減は、今年度財源調整として繰り入れた額、全額を減額するものでございます。

3目1節⑱ふるさと涌谷創生基金繰入金4,297万7,000円の減は、認定こども園の補助において国庫支出金の増及び補助対象額の減により一般財源の負担が減額になったことによるものでございます。補正後のふるさと涌谷創生基金の残高は4億9,291万4,000円になります。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 22款諸収入3項6目農林水産業費貸付金元利収入1節⑲肉用牛特別導入事業貸付金元利収入130万円の増額ですが、繰上償還2名分を見込むものでございます。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 5項雑入5目1節⑳職員等給食費徴収金75万5,000円の増額は、各幼稚園職員の給食代になりますが、3月までの見込みによるものです。終わります。

○農業委員会事務局長（菊池 茂君） ㉑農業者年金業務委託手数料3万6,000円の増額ですが、確定によるものです。終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） ㉒社会教育施設公衆電話使用料3,000円の増額ですが、涌谷公民館の公衆電話使用料について計上するものです。終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） ㉓中小企業振興資金貸付金保証料補給補助金返戻金5万6,000円の増額につきましては、中小企業振興資金の早期返済による返戻金の見込額を計上するものでございます。

㉔中小企業振興資金損失補償金回収金につきましては、宮城県信用保証協会から補償金回収に伴う損失保証金の納付の通知がありましたことから、既決予算との差額21万2,000円を増額いたそうとするものです。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 次の16ページ、17ページをお開きください。

3節過年度収入⑩児童手当精算交付金から⑫子どものための教育・保育給付交付金までは、それぞれ令和3年度事業確定により追加交付されるものです。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 6目弁償金①原子力発電所事故賠償金190万3,000円の増額でございますが、東日本大震災に伴います原子力発電事故に伴います農林業系汚染廃棄物の一時保管に係る保管経費及び土壌汚染分析等に係ります経費について、東京電力に賠償請求を行いまして、今回確定したことにより計上するものがございます。以上です。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 23款町債につきましては、第3表地方債補正の補正で説明いたしましたので説明は省略させていただきます。

それでは、歳出になります。

18ページ、19ページをお開きください。終わります。

○議会事務局総務班長（金山みどり君） 1款議会費1項1目細目2議会管理運営経費の減額につきましては、負担金の確定により減額するものです。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 2款1項1目細目3職員研修経費5万円の増額でございます。

18節②自治振興センター負担金5万円として、今回、令和4年3月に発生いたしました福島県沖地震により、富谷市にあります東北自治総合研修センターにおいて、その施設の一部が被災したことによりまして、その修繕を行うため負担金として負担するものがございます。以上です。

○会計管理者兼会計課長（高橋由香子君） 次のページ、20ページ、21ページになります。

3目会計管理費11節②手数料2万2,000円の増額、13節①使用料及び賃借料2万3,000円の増額については、口座振替などの伝送サービスをインターネット回線に順次切り替えておりますが、今回、年度途中で対応可能となった町内金融機関について、年度末までの手数料と使用料をそれぞれ増額するものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 4目1管財一般経費18節③その他負担金26万3,000円の増は、天平の湯の合併処理槽の送気管を補修するものがございます。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 細目2調査管理経費10節⑤光熱水費200万円の増額につきましては、現在、電気料金が値上がりしておりますが、3月までの電気料金について、今後の見込みを計上するものとなっております。以上です。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 5目2財政管理経費12節①委託料、財務会計システム改修業務につきましては、財務システムの改修に要する経費となり35万2,000円の増となります。

細目9地域おこし協力隊事業費2節給料178万1,000円の増、3節職員手当42万円の増、4節共済費28万6,000円の増は、令和5年1月1日付で地域おこし協力隊2名を任命するための人件費に係る増及び、1名が任期延長となるためなどによる増となっております。

12①委託料480万円の減につきましては、委託型の地域おこし協力隊が任期途中で退職したことによる減及び不用額の減となります。

13節使用料及び賃借料24万円の増は、地域おこし協力隊2名の増及び任期延長1名に係る住宅賃借料の増となります。

18節④補助交付金36万円の減は、地域おこし協力隊1名当たりの経費が決まっておりますので、今回2名の

会計年度職員として任命されている隊員の任期延長による給料及び家賃分などが活動費から減額されることによる減となります。

続きまして、12目24節①積立金2,573万5,000円の増は、歳入歳出の財源調整によるもので、補正後の財政調整基金の残高は13億745万8,000円となります。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 14目細目1 防犯経費10節⑤光熱水費160万円の増額ですが、電気料金の値上げを踏まえまして、3月までの防犯灯の電気料金を見込むものでございます。

⑥修繕料20万円の増額につきましては、防犯灯の修繕として、4か所の修繕費を計上するものでございます。以上です。

○税務課長（紺野 哲君） 2項2目細目1賦課事務経費11の1 通信運搬費40万円の増額ですが、郵送料の今後の見込みによるものでございます。終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 3項1目細目2 戸籍住民基本台帳事務経費につきまして566万1,000円の増額をお願いいたしますのでございます。

1節から8節までは、会計年度任用職員に係る経費となりまして、歳入でお話ししました国庫補助金の個人番号カード交付関連事務費補助金を活用するものです。

24ページ、25ページをお開きください。

12節①委託料501万6,000円の増額をお願いするものでございます。

戸籍情報システムの改修業務委託料490万6,000円の増額でございますが、歳入でお話ししました社会保障税番号制度システム整備費補助金を活用した戸籍情報システムの改修業務になります。

戸籍情報システムの改修につきましては、令和元年5月に公布された戸籍法の一部を改正する法律に基づき、順次改修を行っております。

今回の改修は、戸籍事務にマイナンバー制度を導入するためのもので、データ連携による戸籍事務の効率化及び利便性の向上を図ることを目的としたシステム改修となり、令和5年度の運用開始を目指すものです。

改修の内容は、各自治体の戸籍副本データの閲覧を可能とするためのもので、改修により、今後は戸籍届出の際の戸籍謄本の添付の省略、戸籍届出書の自治体間の郵送に代わりデータでの送受信、本籍地以外でも戸籍謄本などの請求が可能となります。

続きまして、住基ネットCSサーバーメモリー増設業務委託料11万円の増額でございますが、こちらは、デジタル手続法による住民基本台帳法の一部改正及び戸籍法の一部改正に基づいてシステム改修を進めておりますが、今後、改修を行うに当たり、必要となるコミュニケーションサーバーのメモリーの量が増えることから、費用を抑えるため新たなサーバーを導入せず、既存のサーバーのメモリーを増設することで対応しようとするものです。終わります。

○議会事務局総務班長（金山みどり君） 6項1目細目1 監査委員経費18の3 その他負担金2万3,000円の減額でございますが、負担金の確定により減額するものです。終わります。

○健康課長（木村 治君） 3款1項1目細目3 国民健康保健対策経費27節①繰出金32万円の増額ですが、内訳として国民健康保険未就学児均等割保険料繰出金51万5,000円の増額につきましては、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置に伴う交付金負担分として国保会計に繰出しするものでございます。負担割合に

つきましては国2分の1、県、市町村4分の1になります。

次に、国民健康保険職員給与費等繰出金19万5,000円の減額については、国保会計一般管理経費分の減額に伴い、繰出金を今回減額するものでございます。終わります。

○福祉課長（鈴木久美子君） 4目障害者福祉費、細目1在宅障害者福祉費19万8,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の報酬と費用弁償について財源の組替えを行うものです。

細目6障害者自立支援費19節自立支援給付費840万4,000円、障害児施設給付費100万円、障害者医療費872万7,000円の増額につきましては、それぞれ年度末までの見込みによる増額ですが、要因といたしましては、職員の処遇改善を目的として令和4年10月以降について臨時的報酬改定が行われたことによるものです。

細目7地域生活支援費12節①意思疎通支援事業委託料4万円の増額ですが、聴覚障害の方に手話通訳者を派遣する事業で、年度末までの見込みにより増額いたすものです。

17節①備品購入費、オストメイト対応前広便座購入費5万6,000円の減額は、事業完了に伴う契約差金の減額でございます。

19節①扶助費、日常生活用具給付金81万円の増額ですが、年度末までの見込みにより増額いたすものです。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2項児童福祉費1目細目4保育委託経費11節手数料につきましては、保育料等の口座振替手数料で、3月までの見込みにより3,000円の増額となります。

12節委託料379万8,000円の増額につきましては、他市町の公立幼稚園に通園している園児2名分の委託料になります。

22節償還金8万5,000円の増額につきましては、令和3年度子育てのための施設等利用給付事業確定による県補助金返還金となります。

細目7子育て支援経費7節報償金6万円の減額は、小学校入学祝い金支給事業確定によるものです。

一つ下の22節償還金1,337万8,000円の増額につきましては、令和2年度、3年度の子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金の事業確定による国県への補助金の返還金となります。

戻りまして、18節④補助交付金2,304万1,000円の減額につきましては、資料でご説明いたします。

恐れ入りますが、定例会資料の9ページをお開き願います。

認定こども園整備に関する交付金について。

認定こども園整備については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金を活用しています。

横長に点線で囲っている部分の上段をご覧ください。

こちらは、6月補正予算で計上したものです。

一番右側になりますが、補助対象経費と補助対象外経費の合計である総事業費を3億8,000万円と見込み、国負担分1億5,655万2,000円、町負担分7,827万6,000円で、交付金合計を2億3,482万8,000円、事業者負担は補助対象外経費を含め1億4,517万2,000円と試算したものでした。

その後、国へ交付協議等を行い、交付金の交付決定があったもので、横長に点線で囲んだ部分の下段のとおりとなりました。

保育所等整備交付金並びに認定こども園施設整備交付金とも、補助対象経費は6月補正予算計上時の試算か

らそれぞれ減額になっております。

保育所等整備交付金については、下のほうに米印で記載していますが、子育て支援室が昨年度中に提出していた新子育て安心プラン実施計画が採択されたことで、国の負担率が2分の1から3分の2に上がったことにより、町の負担率が4分の1から12分の1まで減りました。

補助対象経費が減額になったものの、国の負担金が増額した形になります。

一番右側の合計欄をご覧ください。

総事業費は4億3,230万円となりますが、国負担分1億7,648万8,000円、町負担分3,529万9,000円、交付金合わせて2億1,178万7,000円、事業者負担は、補助対象外経費を含め2億2,051万3,000円となるものです。

ページ下部に、今回の補正予算案を掲載しておりますが、歳入では、国負担率が上がった保育所等整備交付金については2,816万6,000円の増額、認定こども園施設整備交付金は823万円の減額になります。

歳出については、子育て支援経費の18節④補助交付金のうち、保育所等整備交付金で1,069万6,000円、認定こども園施設整備交付金で1,234万5,000円をそれぞれ減額いたすものです。

議案書26ページ、27ページにお戻りください。

細目8児童虐待防止対策経費22節償還金については、令和3年度子ども家庭支援拠点ICT化事業の事業確定による返還金として1,000円の増額となります。

細目9子育て応援団事業費、次の28、29ページをお開きください。

19節扶助費につきましても、子育て応援団利用料の助成金3月までの見込みにより13万6,000円の増額をお願いするものです。

細目10幼児教育・保育無償化事業費10節印刷製本費及び11節手数料、次の細目13子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、10節消耗品費及び11節手数料につきましても、今後の見込みによりそれぞれ増減いたすものです。

6目保育所費、細目3こども園経費10節⑤光熱水費につきましても、電気料高騰により3月までの不足が見込まれることから60万円の増額をお願いいたすものです。

⑥修繕料12万5,000円の増額ですが、蓄電池設備用バッテリー及び防火シャッター予備電池について、点検の際指摘があり、交換を行おうとするものです。

12節外部搬入給食業務委託料は、3月までの見込みにより増額、17節備品購入費ですが、石油ストーブを購入するため、当初で予算をお認めいただいておりますが、物価高騰により不足が生じるため1万4,000円の増額をお願いするものです。終わります。

○建設課長（小野伸二君） 3項1目細目1災害救助経費で981万円の減額ですが、歳入の負担金で説明いたしましたが、18節④補助交付金の応急修理費補助金は、実績による減額となります。

当初で50件ほど見込み計上しておりましたが、16件の補助申請となり、差額を減額するものです。

内容といたしましては、全壊が1件、半壊1件、準半壊14件の計16件で、補助金は応急修理を行った業者に交付しております。終わります。

○健康課長（木村 治君） 30ページ、31ページをお開き願います。

4款1項1目細目2保健衛生事務経費53万6,000円の増額ですが、内訳として1節報酬から8節旅費までの51

万6,000の増額につきましては、健康課の専門職員が1月から産休として休暇取得することになり、その補充として会計年度任用職員を雇用するため、人件費を増額するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金2万円の増額につきましては、今後の見込みとして、医療用ウィッグ購入助成金を1名分を増額するものでございます。

次に、細目5地域医療対策経費18節負担金補助及び交付金9万円の減額につきましては、大崎広域病院群輪番制事業負担金の確定に伴い減額するものでございます。

次に、2目細目3感染症対策経費につきましては、人件費に係る共済費5万円の増額に伴い予算の組替えを行うものでございます。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 5目細目1放射能汚染廃棄物対策経費10節細節5光熱水費、12節細節1委託料4万8,000円については、電気料について不足額が生じる見込みのため、事業費内で組替えを行うものです。終わります。

○町民生活課長（今野優子君） 32ページ、33ページをお開きください。

2項1目細目1塵芥処理経費3万2,000円の減額でございますが、18節②一部事務組合負担金、大崎地域広域行政事務組合の負担金の額の減額によるものでございます。

続きまして、2目細目1し尿処理経費18節②一部事務組合負担金22万7,000円の減額につきましても、大崎地域広域行政事務組合の負担金の額の確定によるものです。終わります。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 4項医療福祉センター費1目10節需用費⑤光熱水費173万9,000円の増額につきましては、原油価格高騰によるものです。

⑥修繕料5万1,000円の増額は、ボイラー蒸気安全弁修繕を行うものです。

12節委託料16万4,000円の増額は、冷温水器発生機点検調査委託料の一般会計負担分です。

2目研修館健康パーク費10節需用費⑥修繕料12万円の増額は、研修館浄化槽放流ポンプの修繕を行うものです。終わります。

○農業委員会事務局長（菊池 茂君） 6款1項1目細目2事務局経費10節需用費②消耗品費4万6,000円の増額は、機構集積支援事業補助金の増額に伴い事務用品等の購入を行うものでございます。

続いて、細目5中間管理事業事務経費は、1節報酬と10節需用費を組替えするもので、会計年度任用職員の勤務時間調整によるものです。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 3目細目1農業振興対策事業費18節細節4農業災害対策資金利子補給補助金15万円の増額ですが、令和4年7月豪雨による災害に対し、対策資金の利子補給を県1%、町0.25%、JA0.25%の利子助成を行い、実質利率0%にすることにより、災害からの復旧支援を行うものでございます。15万円分につきましては県分、町分の利子助成額を見込み計上するものでございます。

細目3ブランド米創出事業経費18節細節4金のいぶき定着化推進事業補助金50万円の増額ですが、これまで金のいぶきの試食販売PR、販売先開拓、奈良東大寺献納プロジェクト等活動を行ってまいりましたが、12月12日から14日にかけて、奈良県において国連世界観光機関ガストロノミーツーリズム世界フォーラムが開催され、参加するため、不足額について増額するものです。

4目畜産業費、細目2基金管理経費27節細節1繰出金、肉用牛特別導入事業基金繰出金130万円の増額ですが、

繰上償還2名分を計上するものでございます。

5目細目2農地整備事業経費10節細節2消耗品費、12節細節1農業経営高度化支援事業委託料3万3,000円ですが、四つの圃場整備事業に係る農業経営高度化支援事業委託料の契約締結による残額分の組替えになります。

17目細目1水田農業構造改革対策事業経費10節細節2消耗品費1万1,000円の増額ですが、環境保全型農業直接支払交付金に係る事務費を計上するものでございます。

11節役務費9万円と17節細節1公用車購入費200万円、37ページ、38ページをお開きください、26節、細節1公用車重量税1万円の増額ですが、現在使用している公用車が、令和5年9月リースアップに伴い、公用車を購入するものでございます。

通常、当初予算に計上すべきであります。現在、半導体等不足により納車に1年ほど要することから、今回の補正によりお願いするものでございます。令和5年度に繰越しとなる予定でございます。

18節細節4補助交付金、経営所得安定対策等推進事業費補助金76万4,000円の増額ですが、歳入でご説明申し上げた経営所得安定対策申請事務のため、地域農業再生協議会のシステム改修費用を増額するものでございます。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金443万6,000円の減額ですが、当初、5経営体を想定しておりましたが、1経営体のみ採択となったものでございます。

残りの1経営体につきましては、別の優位性のある補助事業に繰替し、3経営体については不採択となったものでございます。

今年度事業の1経営体の確定と合わせ減額するものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 7款商工費でございます。

1項2目細目1商工業振興対策経費18節④補助交付金のうち、初めに、上段の新型コロナウイルス感染症対応事業者支援金給付金事業補助金ですが、事業の確定により270万円を減額するものです。

その下、中小企業振興資金貸付保証料補給補助金について、令和4年度上半期分の補助金額が確定したことから431万7,000円の減額をいたそうとするものです。

3目細目1観光振興対策経費7節②記念品5,000円の減額につきましては、今年度、ヘラブナ釣り大会が新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったことにより減額するものでございます。

11節②手数料、し尿くみ取り料手数料2万円とクリーニング代6,000円の増額は、当初から見込んでおりましたが、秋口に町で管理する桜の木にスズメバチの巣があり、駆除費用を支出したことから、年度末までの不足が見込まれる費用として計上させていただいております。

18節④補助交付金、招致イベント運営事業費補助金ですが、10月16日に実施いたしました、ももいろクローバーZの招致イベントにつきまして、9月会議においても増額をお願いし、総額を130万円とさせていただいておりましたが、警備員の単価が高騰しております。不足が生じますことから、さらに24万円の増額をお願いするものです。

イベントの実施に当たっては、事前に公共交通機関をお使いいただくようお願いしており、JRにおいても車両を増やしていただくなどご協力いただきまして、大きな混乱もなく2公演を実施することができました。

イベント後のSNSのコメントも上々の評価が掲載されていると認識しております。

また、当日コラボ商品の売上げ、町長が来場者に向けたコメントから、町内の飲食店などにもお客様が来店されるなど、経済効果や知名度アップに一定の効果があったものと考えております。終わります。

○建設課長（小野伸二君） 8款土木費になります。

次のページ、38ページ、39ページをお開き願います。

2項1目細目2道路橋梁総務経費99万円の増額ですが、10節③燃料費で4万円、⑤光熱水費で95万円の増額につきましては、年度末までの所要見込みにより増額をお願いするものです。

細目1道路新設改良事業費につきましては、12節委託料において、交付金事業で実施しております鹿飼沼地区圃場整備事業内の町道泥目木線の実施設計業務の額が確定したことから514万円を減額し、14節工事請負費で道路改良工事分として190万7,000円の増額、18節③その他負担金として、鹿飼沼地区圃場整備事業内の鹿飼沼4号橋において、地元の要望により拡幅いたします1メートル分につきまして、実施主体の宮城県と調整系業務委託料を案分し、その負担金として323万3,000円を支払うため増額するものでございます。

4項1目細目1公営住宅管理経費90万円の増額ですが、10節⑤光熱水費3万円は電気料で、年度末までの所要見込み分です。

⑤修繕料80万円、11節②手数料7万円は、空き部屋となった住宅の入居のための修繕料並びにハウスクリーニング料としてそれぞれ増額をお願いするものです。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 9款1項2目細目1非常備消防経費8万3,000円です。

次のページをご覧ください。

10節需用費⑥修繕料8万3,000円となります。現在、消防車の軽積載車の後部点滅灯が壊れていることから、今回修繕するものでございます。

細目2消防施設整備事業費6万6,000円の増額でございます。

10節需用費②消耗品費6万6,000円といたしまして、現在、消防団について使っております消防用吸管において亀裂がございましたので、今回新たに購入するものでございます。以上です。

○教育総務課教育総務班長（森 太秀君） 10款1項2目細目2事務局経費でございます。

こちらにつきましては、9月会議でお認めいただきましたいじめの防止等に関する協議会等条例に基づく、いじめ問題対策連絡協議会等の開催に係る経費をお願いするものでございます。

続いて、細目4スクールバス運行経費12節委託料で328万5,000円の増額でございますが、新型コロナウイルス対策として増便し運行しているスクールバス運行業務委託料につきまして、距離及び時間が変更となったことに伴い、増額をお願いするものでございます。

続きまして、細目7わくや子どもの心のケアハウス運営事業経費18節③その他負担金で17万円の増額でございますが、電気料金の値上げ等に伴い地域振興公社への施設利用負担金を増額するものでございます。

続きまして、細目9感染症対策経費でございますが、10節需用費②消耗品を減額し、委託料及び備品購入費に予算の組替えをお願いするものでございます。委託料につきましてはエアコン等の清掃業務委託料、備品につきましては空気清浄機等を購入しようとするものでございます。

次のページ、42、43ページをお開きください。

2項1目細目2小学校管理経費10節需用費、修繕料で12万円の増額につきましては、消防設備の点検で指摘

のございました火災報知機等の消防設備の修繕を行うための経費でございます。

続きまして、細目3小学校施設整備費で総額3,570万3,000円の増額でございますが、歳入でご説明いたしました特別教室のエアコン設置にかかる費用で、設計業務委託料で120万円、設置工事費で3,450万3,000円を計上するものでございます。

特別教室の学校ごとの内訳につきましては、涌谷第一小学校が6教室、月将館小学校、篁岳白山小学校がそれぞれ5教室を見込んでございます。事業費の3分の1が国庫補助金として交付されるものでございます。

続きまして、2目細目1小学校教育振興経費10節需用費⑤光熱水費160万円の増額につきましては、電気料金の値上げ等に伴う今後の見込みにより増額をお願いするものでございます。

次の11節役務費②手数料で10万円の増額につきましては、コピー機の保守管理料について不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

12節委託料で43万2,000円の減額につきましては、今年度の検診が終了したことに伴い減額するものでございます。

17節備品購入費で7万3,000円の増額につきましては、教育用備品として経年劣化により使用が出来なくなった月将館小学校の逆上がり補助板を購入しようとするものでございます。

続いて、3項1目細目2中学校管理経費10節需用費⑥修繕料で38万円の増額につきましては、小学校費と同様、消防設備の点検により指摘のございました火災報知器等の修繕を行うものでございます。

続いて、細目4中学校施設整備費で総額3,275万7,000円の増額につきましては、涌谷中学校の特別教室のエアコンの設置費用として、設計業務委託料で110万円、次の44、45ページをお願いいたします、工事費で3,165万7,000円を計上するものでございます。

対象教室は11教室を見込んでおりまして、事業費の3分の1が国庫補助金として交付されるものになってございます。

続きまして、2目細目1中学校教育振興経費10節需用費⑤光熱水費で140万8,000円の増額につきましては、電気料金の値上げに伴う今後の見込額として増額をお願いするものでございます。

12節①委託料で、33万8,000円の減額につきましては、検診の終了による減額でございます。

続きまして、4項1目細目2幼稚園管理経費8節旅費で2万4,000円の減額につきましては、今年度の遠足が終了したことに伴い減額するものでございます。

10節需用費⑤光熱水費で50万円の増額につきましては、電気料金の値上げに伴う不足見込額について計上するものでございます。

⑤修繕料で14万円の増額につきましては、こちらも消防設備の点検で指摘のございました火災報知機等の消防設備の修繕を行うものでございます。

14節工事請負費で122万5,000円の減額につきましては、のだけ幼稚園のエアコン設置に係る工事費が、事業完了に伴い減額するものでございます。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 細目5幼稚園保育委託経費11節手数料は、給食費等の口座振替手数料になりますが、3月までの見込みにより6,000円の増額をお願いいたします。終わります。

○教育総務課教育総務班長（森 太秀君） 次のページ、46ページ、47ページをお願いいたします。

細目6 幼稚園感染症対策経費につきまして、消耗品から備品購入費、予算の組替えをお願いするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 続いて、2目細目2 公民館運営経費10節③燃料費4万円、次の⑤光熱水費89万円の増額につきましては、高騰や値上げにより不足が見込まれることから増額するもので、次の⑥修繕料20万円につきましては、涌谷公民館空調設備の不調を修繕するものです。

その下、3目細目1 文化財保護経費11節②手数料4,000円の増額は、旧佐々木家屋敷のし尿汲み取りを行うもの、次の18節④補助交付金妙見宮本殿保存修理事業費補助金12万4,000円の増額につきましては、妙見宮本殿におきまして縁側床の材木に一部腐食が見られることから、修繕を行う団体に対しまして費用の2分の1を規定に基づき補助するものでございます。

続いて、6目細目1 くがね創庫管理経費10節②消耗品2万円の増額ですが、年度内に使用期限を迎える消火器3本を購入するもの、次の⑤光熱水費40万円の増額につきましては、公民館同様に値上げにより不足が見込まれることから増額するものでございます。

48ページ、49ページをお開きください。

6項1目細目2 保健体育事務経費7節②記念品2万円の減額につきましては、町民ゴルフ大会を中止したため減額するもの、17節①備品購入費、スポーツ振興用備品購入費1万4,000円の減額につきましては、購入差額分を減額するものです。

18節④補助交付金、全国大会等出場補助金3万円の増額につきましては、第42回全日本バレーボール小学生大会に出場された方がいらっしゃいましたので、交付要綱に基づき1名分の増額補正をお願いするものでございます。終わります。

○教育総務課教育総務班長（森 太秀君） 2目細目2 給食センター運営経費10節⑤光熱水費で65万円の増額につきましては、電気料金の値上げ等に伴う不足見込額をお願いするものでございます。

⑥修繕料で10万円の増額につきましては、調理器等の修繕料として今後の見込みとして計上いたすものでございます。

11節役務費、手数料及び次の14節工事請負費につきましては、事業完了に伴いそれぞれ減額するものでございます。終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 続いて、3目細目1、10節③燃料費10万円につきましては、高騰によるもの、⑥修繕炉修繕料60万円の増額につきましては、B&G海洋センター体育館の水銀灯が複数故障していることから、修繕するものでございます。

11節②手数料、枯損木処理手数料30万円の増額につきましては、笹岳地区グラウンドの枯れ木や倒木を処理するために増額をお願いするものでございます。

14節①工事請負費、笹岳地区町民体育館改修工事については、屋根などの修理に過疎債を活用して行うもの、その下段の涌谷スタジアム散水栓ポンプ交換工事は、ポンプを交換するもので、合わせて3,940万円の増額をお願いするものです。

17節①備品購入費、体育施設用備品購入費139万9,000円の減額につきましては、涌谷スタジアムにおいて使用するスポーツトラクターを、当初、整地、除草の2台2役のスポーツトラクターを購入することとしており

ましたが、整地用と除草用の機械を1台ずつ、計2台購入したほうが安価で導入できることが分かりましたので、それぞれ購入したことで差額が生じたことから減額するものです。終わります。

○建設課長（小野伸二君） 11款2項1目、細目1道路橋梁災害復旧費で80万円の増額をお願いするもので、次のページ、50ページ、51ページをお開き願います。

14節①工事請負費におきまして、7月の豪雨災害のうち単独分として災害復旧工事を行う予定でございましたが、不足が生じるため、80万円の増額をお願いするものです。終わります。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 4項2目1節衛生施設災害復旧費12節委託料252万8,000円の減額は、医療福祉センター災害復旧設計業務委託料の確定による減額です。

14節工事請負費455万9,000円の減額は、令和4年3月の福島県沖地震での被害に対する医療福祉センター給水設備等災害復旧工事について、4月に補正予算でお認めいただきましたが、国の災害査定が遅れから次年度に改めて予算計上いたすものです。いずれも一般会計負担分です。以上でございます。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 5項1目細目1その他公共施設公用施設災害復旧工事14節①工事請負費、庁舎災害復旧工事76万2,000円の増額でございますが、令和4年3月に発生しました地震によりまして、本庁舎と西庁舎をつなぎます渡り廊下におきまして、建物の枠組みにゆがみが生じておりまして、雨漏りが起こっていることから追加修繕を行うものでございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は午後2時10分とします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に進みます。

次に、5ページ、第2表 債務負担行為補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、6ページ、第3表 地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳入に入ります。

歳入は一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳出に入ります。

款項をもつての質疑となります。

18ページから19ページまで、1款議会費1項議会費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 18ページから23ページまで、2款総務費1項総務管理費、質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 20ページ、21ページの財産管理経費、一般経費で質問したいんですが、予算には計上額が載っていないんですけれども、関連で質問したいと思います。お許しいただけますか。（「許可します」の声あり）

今回、11月の広報を見たんですけれども、クロスカントリーが中止という、広報誌に載っていましたが、その中止の理由としてどのようなことがあったのか。恐らく、私の推察ですけれども、現在工事中でありますので、工事関連での中止なのかなという思いをしていますが、その辺の詳細を説明いただきたいと思えます。

それから、付替道路、迂回道路の関係でございますけれども、迂回するからちょっと遠回りにはなるんですけれども、当然、町有地の内でございますので、町で設計して工事すべきところなんだろうと思えますけれども、道路の設計等は町のほうで指示しているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それからもう1点、重機、資材等は、町有地に置いてあるようですが、飯場というんですか、そういうものもプレハブでありますけれども、使用料等の関連はどのようになっているのか、その3点お伺いします。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） それでは、クロスカントリー大会の中止に至った経緯でございます。こちらにつきましては実行委員会のほうで決定したこととなっております。

内容といたしましては、今、議員さんおっしゃいましたとおり工事の関連もございます。結局、工事につきましては、大雪が降った場合、工事がちょっと遅れることも考えられると。大会当日、工事ヤードなどが外されなかった場合、先に募集していたのにできなくなったら、途中で中止、直前に中止というわけにはいかないということで、今回のクロスカントリー大会は見合せとなっております。

また、実行委員会の中で、工事がすっかり完了し、資材ヤード等が撤去された後、春になりましたらば、改めて実行委員会の皆さんとどのようなレイアウトでできるかということ、改めて検討しようとなっております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 2点目の迂回道路につきましては、町のほうでも指示しております。

3点目の町有地につきましては、現在使用料のほう頂いております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） あそこの認定こども園の建設予定地は、そういうイベント等もあるので支障があるということは、私、話してはいたけれども、そのときの回答では、三、四十台の駐車スペースなので、そういう支障はないんだという回答を得た記憶があるんですけれども、現にそういう支障があるということは、その事業はもう当然、当初からあることは知っているわけですので、当然、大会が開催されるような準備はすべきであらうと思っております。中止の通知を出してしまっているの、これはもう後の祭りということにはなりません。

けれども、そういう指示とかはなぜしなかったのか、お伺いしたいと思います。

それから、工事ですけれども、実際あそこを通ってみたと思いますけれども、かなり高低差とかもあって、かなりとって車で通れない高低差ではありませんけれども、ちょっとやっぱり減速して通らないと、デフとかがつかえるくらいの車もあるかなという思いの道路ですけれども、ああいう設計を町でしてくれと頼んだのか、本来ならば町がすべき工事だろうと思うんですけれども、その辺の解釈はいかがなのかお伺いします。

それから、使用料取っているのであれば、それはそれでよろしいかと思えます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

工事に当たりまして、事業者のほうとはクロスカントリーがあることも念頭に入れて打合せを行い、行事があるときには支障のないように、資材ヤード等を縮小するなり何なりして対応するという打合せはさせていただきまされたけれども、実行委員会のほうでそのような決定をされたということは残念に思っております。

もう一つ、迂回道路につきましては、どうしても、高低、限りある土地の形状を使つての設計、施工ということになっており、ああいう形状になっておりますけれども、道路の付替えということで、業者の、業者といふか、工事する側での代理工事ということで行っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 検討されたということ、大会ですね、検討されたということですが、やはり町長判断でしなさいというような感じで話すことは可能なのかなと思うんですよね。というのは、やはり、もう4年、4回も休んでいるわけで、高校、中学生等は経験している在校生はいないわけです。それで、当然、涌谷の大会会場ってどういうところだろうと、分かっている人もいない、そういう形だし、それから、そういう子供たちは大会を目標に一生懸命努力してきているわけですね。だから、そういうことを考えれば、軽々にそれを休止するとか、中止するとかということはすべきじゃないと私は思っています。なぜその辺はリーダーシップを取ってその辺を実行してもらえよう働きかけとかはできなかったのか、その辺をお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） このクロスカントリーは、招待というような形の中でお呼ばれしておりますので、主体的に私が指示するという認識は全く持っておりませんでした。ですから、先ほど説明あるように、実行委員会のほうでそのような、決められたということに対して、コロナ禍の中でなおさらやりなさいということも、もしそういう立場にあっても、私は強くは言えなかったと思えますけれども、最初に申し上げましたように、自分はそういう指示するような立場でないと、自主的な団体でございますので、そこにお任せしているということでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 補正予算書23ページ、防犯経費で、先ほど説明では修繕料を20万円、防犯灯4か所という、1か所当たり5万円ということで、防犯灯の4か所というのは、電球の交換なのかどうかということと、防犯灯は町が管理するというので、防犯協会の今まで負担をしなくてもいいという、町が管理するということになったんですけれども、防犯協会との関連というのはどういうものなのか伺います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回の防犯灯の修繕の内容といたしましては、LEDの機器への交換4か所という形になっております。

あと、防犯協会との関わりということでございましたが、こちらについては、要望等なりいただくところではありますけれども、私のほうで今回交換を行うものでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 今回は4か所ということでありまして、防犯協会はこれまで負担がなかなか大変だったということもあって、今、町内、多分4支部あると思うんですけども、今、防犯協会の事業報告書というのも上がってはくるんだと思うんですけども、会費を徴収するというのが支部の中ではあって、今、防犯灯の負担はないんだけど、どういった事業をやっているのか。多分、決算書が出てきていると思うんですけども、その事業の中身というのはどういったことをやっているのか。その会費を集めなければいけない事態、徴収しなければいけないほどそういった事業があるのか伺いたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 現在、支部につきましては、6支部ということで活動をしているところでございます。（「代わりに徳山さん、しゃべってもいいよ」の声あり）

会費をもってそれぞれの活動について活動をされているというところでございます。すみませんでした。

○議長（後藤洋一君） 納得いかないですよ、9番。室長、結構です、しゃべってください。

○総務課新型コロナウイルス感染症対策室長（徳山裕行君） まず、支部につきましては町内6支部となっております、以前まで会費のほうは、徴収しているところと、徴収してないところがございましたが、現在は徴収しているのは小里と猪岡支部が徴収されているというふうにこちらのほうでは認識しております。

あと、活動でございますが、それぞれの地域の、要はパトロールであったり、コロナ前であれば、各行事の、町の行事の防犯の、各行事でのパトロールをこちらのほうからお願いして実施していったものでございます。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 9番杉浦謙一君。

○9番（杉浦謙一君） 事業報告書なり決算書を多分担当課ですから見てもらっしゃると思うんですけども、会費を徴収して、事業、今、パトロールとか防犯の関係と答弁いただいたんですが、その会費を毎年取らなければいけないほど大変な事業をやっているのかどうか、ちゃんと決算書を見ているんでしょうから、そういった中身を精査して、今後どうするのかというのを、やっぱり、そんな必要なければ、会費を徴収することもなく、また町からの補助なりを必要じゃないとなれば、その中身に精査するというのがこれから大事だと思うんですけども、この二つの支部というのは、担当課ですから、ちゃんと決算書の中身、事業報告の中をちゃんと精査しているのかというのはちょっと疑問を持ったので、今ちょっと質疑したんですが、いかがでしょうか。最後ですけども。

○議長（後藤洋一君） 徳山室長。

○総務課新型コロナウイルス感染症対策室長（徳山裕行君） 会費をいただいているその2支部に関しましては、内容等、例えば、各地区にあります木柱の撤去であったり、防犯の定期的なパトロールだったり、その活動費としてその会費のほうを使用しているというふうに思われます。今後それが必要であるのかどうかというの

は、こちらのほうで聴き取り等をしまして、今後検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 参考、答えでなく参考として、今、猪岡地区というのが出ましたけれども、実は、私の知る限りでは、自治会のほうから活動費を出すと。それで、その内容というのは、防犯灯の点検だったり、それから、何かあったときの夜回りといいますか、各家庭をパトロールして、その安全性を確認したりというようなことをやっていたいております。

ただ、その際に、自治会としても金を出した以上は、その内容をしっかりと報告してほしいということでやっているようですが、ちょっとなかなか、総会開いて、役員会とか開いてそれをしっかりと精査、各金の出どころに戻すというのが、ちょっと滞っていたところがございます。そういった中で、やっているところはそういった形の中で、疲れた体の中を夜回りしたり、あるいはお祭りだったり、様々なことあったとき、出て、対応しているというのは、私の知る限りでありますけれども、ございました。そういった中で、全体の支部総会とかというのもやっていたように思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。次に入ります。

22ページから25ページまで、3項戸籍住民基本台帳費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に行きます。

24ページから25ページまで、6項監査委員費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 24ページから27ページまで、3款民生費1項社会福祉費、質疑ございませんか。5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） 児童福祉費までよかったですか、今。（「社会福祉費の27ページまで」の声あり）すみません、じゃあ次です。申し訳ありません。

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。

26ページから29ページまで、2項児童福祉費、ございませんか。5番佐々木みさ子さん。

○5番（佐々木みさ子君） 5番佐々木です。

27ページの、先ほど説明いただきました子育て支援経費の中で、交付金がどちらも、整備交付金も、こども園施設整備交付金も減額になって、それは担当課で新子育て安心プランのこれに出していたおかげで、町の負担が軽くなったというのは先ほどの説明で十分分かりました。

ただ、そこで、先ほどの資料の中で、総事業費がかなりの金額になっております。先ほど来の交付金の上乗せは分かったんですけども、そのほかの額の上乗せというのはどういう事情だったのか教えていただきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。

交付金の上乗せ、まず総事業費からになります。上の欄にあります総事業費は、6月補正で計上した時点で、

事業者のほうから基本設計が出てきまして、そちらのほうを参考にこちらの交付金を算定したのになります。

下段のほうになりますけれども、全体的に、先ほど議員さんおっしゃったとおり、保育所整備交付金につきましては、安心プランの採択されたことで国の補助率は上がっておりますが、全体的な補助対象経費は下がっております。上の段補助対象経費 2 億 2,603 万 5,000 円、交付決定後は 2 億 1,177 万 5,000 円。認定こども園のほうの整備交付金のほうも、上段は補助対象経費が 8,707 万円、交付決定後は 7,061 万円というふうに、補助対象経費そのものはどちらも下がっております。この要因といいますのは、6 月補正で私たちのほうで試算したときに、設計加算料も取れるかなというふうに思っていました試算をしていたところなんですが、実際その設計加算料は認められませんよと言われたこととか、あと特殊附帯工事の金額も満額で見えていたところ、認められる部分が減らされたので、その分補助対象経費が減額になっています。それに伴い、総事業費が上がったことで事業者の負担が増えたということになります。以上です。

○議長（後藤洋一君） 5 番佐々木みさ子君。

○5 番（佐々木みさ子君） それでは、今の説明で、その事業の中での多少の変更というのはなかったわけですね。今、増築というか、造っていますよね。その中での事業の内容等は全然変わっていないというふうな解釈でよろしいですか。事後といいますか今の建物を建てているところの、その部分の建築といいますか、設計というか、そういうのには一切関わりなく、今進められているというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

それと、担当課でアンケートを取っていますよね。そのアンケートというのは、子育て支援に関するアンケートなんですけれども、認定こども園に関する調査というのも行われていますよね。町内の幼稚園とか保育園の調査というのは、今後する見込みがあるのかどうか、その辺お聴きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。

まず 1 点目なんですけれども、基本設計から実施設計に至るまで、ちょっと経緯聴きましたら、ちょっと高低差が思ったよりあったところで、その部分にかかる経費が少し高くなったというふうなことで、総事業費が少し多くなっているようです。

2 点目のアンケートの関係なんですけど、このアンケートというのは、お子さんをお持ちの保護者のご意見を、涌谷町のニーズを把握するため、それでよりよい子育て支援につなげたいということで、特に認定こども園についてというふうにとったわけではなく、毎年こういった子育て支援に関するアンケートを取っているんですが、たまたま今年度が認定こども園ができるということで、認定こども園について知っていますかとかいうような聴き方をして、それについてどう思いますかというような感じです。ほかの園について個別に取るというようなことは今までもやっておりませんし、今後もやる予定はございません。終わります。

○議長（後藤洋一君） 5 番佐々木みさ子君。

○5 番（佐々木みさ子君） 今後、取る見込みがないと今おっしゃいましたけれども、国では年内中に保育施設とか自治体を対象に、何かいろいろ事件がありまして調査をするような発表しております。ですので、せっかくよりよい子育て支援を行うための調査を行っているんですから、やはり年に 1 回ぐらいは、ほかの園も全部、涌谷保育園のように問題があったところもありますし、今回のアンケートを見て思ったんですけれども、やはりこういうのは続けていることによって何かその園の問題点とか保護者のいろんな気づきとか、反映できるん

ではないかなと思いましたが、国のほうではこの事件、今起きているいろんな幼稚園とか保育園の事件に関しての対象に調査するんだと思いますけれども、涌谷町としてもやはりよりよい子育て支援を目指すならば、年に1回ほど。なぜかっていうと、今回、これから保育園とか利用するお子さんを対象に、何か聴き取りみたいに行われたときに、ちょっとその認定こども園に誘導するような発言があったのではないかなということ、ちょっと言っている保護者がおりましたので、ですので、もしそういうことでしたら、やはりアンケートとかを取って、もっと親の意向を反映できたら、よりよい子育て支援ができるんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） ご意見ありがとうございます。まずアンケート調査についてですが、決して認定こども園に誘導するようなことは聞いておりません。例えば、「今どちらか保育所に所属されていますか」「幼稚園を使われていますか」とか、そういったような質問になっていまして、その中の1項目の中に「認定こども園ができるの知っていますか」というようなお聴きの仕方をしています。それをもしかしたら誘導したというふうにとられた方がいるとすれば、それは大変申し訳なかったと思います。

それと、県外で、仙台市でもありましたけれども、不適切な保育に関して今すごく話題になっています。物もはっきり言えないようなお子さんたちをそのようなつらい体験をさせたというのは、私もすごくショッキングな事件だなと思っています。私たちは認可保育所につきましては、県が毎年1回監査へ行きますので、私たちも同行して一緒に監査を行っております。小規模保育所については、町のほうが年1回監査を行っているような状況です。

議員さんおっしゃるとおり、国のほうからは、これの事件に関していろいろ調査が入るということで連絡は受けておりますので、今後それについて私たちが協力していきたいなというふうには思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。

次に入ります。

28ページから29ページまで、3項災害救助費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。

30ページから31ページまで、4款衛生費1項保健衛生費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 30ページから33ページまで、2項清掃費、質疑ございませんか。久 勉君、8番。

○8番（久 勉君） 関連になりますけれども、大崎地域広域行政組合のこの負担金に関連しての質問になりますけれども、よろしいでしょうか。（「許可します」の声あり）

現在、涌谷の葬祭場の増築工事が行われております。これの完成は、12月28日となっております。先日見てきたら、外側というんですかね、それはもうほとんど終わってまして、今、内装をやっているようです。それで、お願いという目なので、提案ですが、私も組合の議員として新しく今度古川につくる葬祭場、これ道路がないのですね。そこで道路をつくって、組合でつくって、将来は市に、管理はもう市道にしてみらう

っていうことで計画されています。それで、今回の涌谷の葬祭場の増築に関して、組合でお話し申し上げてきたのは、その道路が狭隘ですので、せめて葬祭場のところに行くまでを拡幅、それも全部組合負担ということではなくて、町で半分、組合で半分ということではできないかと言ったところ、あまりいい返事されなかったもので、これは町長と議長、ぜひ副管理者、金森副管理者のところを訪問して、強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議長を差し置いて勝手なこと言えませんけれども、言っている意味はよく分かります。取付け道路。ちょっと申し訳ないですが、ちょっと私もひがみ根性強いもんですから、何となくうちらほうだつて同じだろうなという感覚を持っていますので、どういう対応になるか分かりませんが、そのことは改めて、何とかならないのかなという形の中で、少し申入れしてみたいなと思っております。

その程度しか答弁できないので、申し訳ないですが、

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。

32ページから33ページまで、4項医療福祉センター費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 32ページから37ページまで、6款農林水産業費1項農業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから37ページまで、7款商工費1項商工費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから39ページまで、8款土木費1項土木管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから39ページまで、2項道路橋梁費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから39ページまで、4項住宅費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから41ページまで、9款消防費1項消防費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 40ページから43ページまで、10款教育費1項教育総務費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから43ページまで、2項小学校費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから45ページまで、3項中学校費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 44ページから47ページまで、4項幼稚園費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 46ページから47ページまで、5項社会教育費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 46ページから49ページまで、6項保健体育費、質疑ございませんか。12番鈴木英雅君。

○12番（鈴木英雅君） 体育施設管理経費の筧岳地区の町民体育館改修工事についてちょっと質問させていただきたいと思います。

この体育館、自分が前に質問させていただきまして、こんなに早く改修工事をしていただけるものかと、今、改めて思っております。ありがとうございます。

この改修工事ですけれども、ちょっと内容、屋根とか、体育館全体とにかく手直ししていただければなどという思いがあったんですけれども、どのような内容の改修なのか、ちょっとその辺確認させてください。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） お答えします。

筧岳地区の町民体育館につきましては、今回、新たに屋根、こちら雨漏りが、私把握しているだけで3か所ございまして、まず、今、既存の屋根に新しく屋根を乗せるような、カバー工法と言われるらしいんですけれども、そちらの工法で修繕のほう考えております。

また、ちょっと今後の検討になってきますけれども、再見積り、再設計をいたしまして、屋根以外に修繕できるものがあればやっていきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 12番鈴木英雅君。

○12番（鈴木英雅君） 屋根もそのとおり、課長の今話ございましたけれども、屋根がまずメインかなという思いで、一応、前回、質問させていただきましてけれども、改めて体育館の中を確認しますと、床、そしてあと、夜、バスケットとかやっている若い連中がいるんですけれども、そういう体育館を使用している方々の話を確認しますと、体育館内のラインとか床も少しぶよぶよしているところありますよという話もあります。その辺、せっかく改修していただけるのであれば、今回、過疎対策で、一応資料にも載っておりますけれども、3,700万円というある程度限られた金額用意されておりますけれども、この金額内で、とにかく屋根、外壁、そして、でき得れば、先ほど言いました床とか、本当に社会教育の場ですので、そして町の財産でもございます。筧岳の地区の人たちのよりどころでもございますので、とにかくいろいろ大変だとは思いますが、そこら辺のところを含めた、もう一度見直ししていただきまして、地区民の要望に応えられるような、応えていただけるような改修をお願いできればという思いがあるんですけれども、その辺、課長もう一度お願いいたします。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） ご心配をおかけしております。確かに筧岳地区体育館の床も、あまりいい状態じゃないなというふうに、私も認識しておりますのでございます。

また、筧岳地区に限らず、町内の体育施設全て老朽化しております。B&G体育館の床につきましても、筧岳体育館よりもちょっとひどいんじゃないかなというような状況になっておりますので、こちら、状況を見ながら優先順位をつけて、協議をして修繕してまいりたいと。そして、私ども直営でできるような作業がありま

したら、そちらのほうで改善を図っていきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） 12番鈴木英雅君。

○12番（鈴木英雅君） とにかく、箕岳地区ならず、町内にとにかく体を動かそうという感じでいろいろ体育館使わせていただいている方々おります。そういう方々の、要するに社会教育の場としても、町の考えをきちっと示していただきまして、B&Gとか、あと福祉センターと、もう一つ体育館ありますけれども、そういうところとか、もう一度担当部署として見直しをして、そして財政当局、上司とにかく相談して、使いやすい、体育館、建ててもうかなりの時間過ぎておりますけれども、その辺も考えまして、利用者のための本来の体育館であってほしい、そのような思いでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤洋一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） ありがとうございます。私自身も若い頃は随分体育館利用して運動した人間ですので、体育館ちょっと使いづらい、傷んでいる状態を見ると、ちょっと見るに堪えないなというところがあります。こちらにつきまして上司、財政当局と相談しながら修繕を進めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですね、次に入ります。

48ページから51ページまで、公共土木施設災害復旧費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 50ページから51ページまで、4項厚生労働施設災害復旧費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 50ページから51ページまで、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

4番佐々木敏雄君、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）反対討論。

○4番（佐々木敏雄君） それでは、議案第87号 令和4年度一般会計補正予算（第8号）の反対討論をいたします。

本案は、国庫補助として1,993万6,000円増額の歳入、児童福祉費で2,304万1,000円の減額の補正、これは交付金になりますけれども、これらの計上は、健康パーク内にある認定こども園関連の予算であります。

認定こども園建設に関しては、健康パーク内の選定及び土地売買の経緯、経過など、一般質問を含め質問してきましたが、疑義が晴れるような回答が得られませんでした。

また、健康パーク内の建設については、当初から反対でありましたので、補正予算についても反対といたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。

よって、議案第87号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第88号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第88号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,520万3,000円を増額し、総額を19億2,447万8,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、保険給付費の今後の見込みにより増額措置をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、議案第88号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入の補正予算です。

4款2項1目1節①普通交付金2,500万円の増額につきましては、歳出で計上しております高額療養費の年度末までの見込み増に伴い、今回増額するものでございます。

なお、普通交付金については、療養給付費に要した費用を県から全額交付されるため、歳出と整合性を図っているところでございます。

次に、2節②特別調整交付金16万5,000円の増額につきましては、歳出で増額計上しております国保事業報告システム改修業務について10分の10交付されるものでございます。

次に、6款1項1目2節①未就学児均等割保険料繰入金51万5,000円の増額につきましては、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の5割軽減措置に伴い、その軽減措置分を公費で負担されるため、一般会計から繰入れするものでございます。

負担割合は、国2分の1、県、市町村が4分の1になっております。

次に、3節①職員給与費等繰入金19万5,000円の減額につきましては、歳出、総務費の減額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

2項1目1節①財政調整基金繰入金48万4,000の減額につきましては、今回の補正に伴い財源調整するものでございます。

12月補正後の基金残高につきましては、5億8,071万9,000円となります。

8款3項3目2節①給付費負担金等精算交付金20万2,000円の増額につきましては、令和3年度特定健康診査国庫負担金で、実績に基づき精算交付されるものでございます。

次に、歳出になります。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目細目 2 一般管理経費12節委託料16万5,000円の増額につきましては、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の5割軽減措置に伴い国保事業報告システムを改修するものでございます。

なお、改修費用については10分の10特別調整交付金の対象となっております。

2 目細目 1 連連合会負担金18節負担金補助及び交付金 8 万5,000円の減額につきましては、県国民健康保険団体連合会負担金の確定に伴い減額するものでございます。終わります。

○**税務課長（紺野 哲君）** 2 項 1 目細目 1 賦課徴収費12の1 委託料、就学时均等割額軽減対応システム改修業務委託料11万円の減額ですが、契約差金でございます。終わります。

○**健康課長（木村 治君）** 2 款 4 項 1 目細目 1 一般被保険者高額療養費2,500万円の増額につきましては、約半年間の診療において200万円以上の高額療養費が多く発生したため、今回、年度末までの見込みにより増額するものでございます。

なお、療養給付費に要した費用については、県から普通交付金として全額交付されるものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

6 款 3 項 1 目細目 2 施設管理経費10節⑤光熱水費23万3,000円の増額につきましては、原油価格高騰に伴い年度末までの見込みにより増額するものでございます。以上で説明終わります。

○**議長（後藤洋一君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。一括質疑といたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（後藤洋一君）** これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（後藤洋一君）** これにて討論を終結いたします。

これより、議案第88号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（後藤洋一君）** 異議なしと認めます。よって、議案第88号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は午後3時10分とします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○**議長（後藤洋一君）** 再開します。

◇

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議案第89号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 議案第89号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5万円を増額し、総額を19億4,602万5,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、介護保険料における還付金の今後の見込みによる増額分でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（後藤洋一君） ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略してよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、直ちに質疑に入ります。一括質疑といたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第89号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第11、議案第90号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 議案第90号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入におきましては、実績に基づき、入院収益及び外来収益を減額いたし、収益的支出におきましては、今後の見込みにより給与費の組替えを行うとともに、経費においては、原油高騰に伴う光熱水費等の増額及び冷温水発生器の故障に係る所要の経費を補正いたそうとするものでございます。

また、特別損失におきましては、今年3月に発生した福島県沖地震の災害復旧工事を次年度に行うことから減額をいたそうとするものでございます。

資本的収入及び支出におきましては、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認等を行うため、所要の経費を補正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 木村副センター長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） それでは、議案第90号令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第2条におきまして、予算第3条本文の文言中、「なお、特別損失中の災害による損失23,588千円の財源にあてるため、企業債23,500千円を借り入れる。」を「なお、特別損失中の災害による損失2,866千円の財源にあてるため企業債2,800千円を借り入れる。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次の表のとおり補正いたすものです。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次の表のとおり補正いたすものです。

第4条におきまして、予算第5条に定めた企業債の限度額を災害による特別損失の減額に伴い次の表のとおり補正するものです。

予算書3ページから9ページにつきましては、給与明細書となります。

今回の補正においては、当初予算編成時からの人事異動分、人事院勧告による改正分、看護師等の処遇改善による分の補正をいたしております。

人事異動においては、特別職において管理者の退職による1名の減、一般職に関しましては、正職員において7名の減、会計年度任用職員においては1名の増となっております。

人事院勧告につきましては、さきの11月会議で可決されました町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例によるものです。

また、処遇改善は、一定の要件に該当したため申請し、診療報酬に加算されるものを分配するものですが、当院では、看護師等で給与月額3.5%分、介護士等で給料月額1.5%分を月額特殊勤務手当として支給するものです。これらは、老人保健施設事業会計、訪問看護ステーション事業会計に共通するものです。

続きまして、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の補正でございます。

収入といたしまして、1款1項1目入院収益1億2,448万円の減額と次の2目外来収益1,000万円の減額につきましては、実績等による減額でございます。

当初予算では、1日平均入院患者数101人を見込んでおりましたが、実績で平均81人となっております。

外来は、当初では、1日平均患者数を167.7人見込んでおりましたが、実績で171人となったものですが、平均単価が下がったものです。

原因といたしましては、7月から9月のコロナ第7波と当院医師2名の入院加療による影響と考えております。

2項医業外収益4目長期前受金戻入5万5,000円の増額につきましては、補助金の額の確定によるものです。

次に、収益的支出です。

2款病院事業費用1項医業費用1目給与費につきましては、給与費明細でご説明した人事異動、人事院勧告、処遇改善分に加え、医師宿日直やコロナワクチン接種等に係る報酬の増減でございます。

3目経費6節消耗備品費で34万2,000円の増額は、さきの全員協議会でご説明いたしましたセンター内の空調設備故障に伴う代替暖房備品の購入費用でございます。

なお、冷温水発生機に関しましては、2台中1台は修理が終了し、11月21日から運転を再開しております。

7節光熱水費1,208万9,000円、8節燃料費265万8,000円の増額は、原油高騰の影響による電気代、重油代の年度末までの見込みとなっております。

11節修繕費250万5,000円の増額につきましては、空調設備修繕等に係る経費の病院負担分として239万6,000円とボイラー蒸気安全弁修繕及び浄化槽機械室ブローVベルト修繕費として10万9,000円でございます。

17節委託料163万5,000円の増額につきましては、会計事務に係る助言・指導業務等委託業務のうち、病院負担分として122万1,000円、空調設備修繕費として41万4,000円、合計で160万5,000円を補正いたすものです。

4目減価償却費3節機械備品減価償却費3万円の減額と、6節リース資産減価償却費119万7,000円の減額につきましては、それぞれ確定によるものです。

5目資産減耗費1,070万円の減額につきましては、医療機器除却として電子カルテオーダーリングシステムの更新を次年度に変更したことによる増減でございます。

2項医業外費用3目その他医業外費用1,780万3,000円につきましては、消費税雑支出の予定額を見込むものです。

3項1目特別損失3節災害による損失2,072万2,000円の減額につきましては、4月に補正予算でお認めいただきました給水設備等災害復旧工事につきまして、国の災害査定が遅れから、次年度に改めて予算計上いたすものです。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の補正でございます。

資本的収入として、3款7項1目1節国庫補助金200万2,000円の増額につきましては、オンライン資格確認用機器購入に対する国庫補助金で、補助率は10分の10でございます。

次に、資本的支出でございます。

4款資本的支出1項建設改良費3目資産購入費200万2,000円の増額は、オンライン資格確認に係る機器となります。

説明は終わりますが、11月から開始しておりますコロナ陽性者の入院の受入れに関しましては、大崎市民病院のトリアージにより、当院で受入れ可能な症状の患者の定員受入れを行っております。これまで延べ5名の

患者を受入れており、今日現在では1名の入院となっております。また、発熱外来も日々増加しております。

このことで、職員には大変な負担がかかっているところではございますが、職員一人一人が町民の生命を守るという自治体病院の使命として取り組んでおりますことを申し添えます。以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。一括質疑といたします。質疑ございませんか。8番久 強君。

○8番（久 勉君） 今回の燃料費、光熱費の高騰によることで、高齢者施設原油価格高騰対策事業ということで、いろんな高齢者の施設、老人ホームとかデイサービスとか、入所者に当たっては1人1万2,000円、通所は6,000円を設定にして、その補助を出すということが決まったんですけども、その中で、ただ、市町村立を除くとなっているんですよ。この除くという意味がよく分からないんですけども、直営が市町村なので、運営費は市町村が負担すべきであるからですという、Q&Aで出てきているんですけども、これは、国でそういうのを市町村立を認めないということであれば、何らかの手だてをしてほしいと思うのですが、それは、この金額を、例えばその病院ですと、先ほどの説明ですと、入院が平均81人、施設のほうは定員になって1人1万2,000円となっているんですけども、ちょっと病院の定員では合わないので、1日平均でいいかなと思いますので、その光熱水費が1,200万円と燃料費が265万8,000円、これは次の議案に出てくる老健なんですけれども、老健のほうも光熱水費が282万円、それから燃料費が42万3,000円、これを一般会計からこの基準で繰り出しておいて、そして、見返というのではないですけども、特別交付税で申請するというので財源確保をしていただければ、結局、診療報酬で決まっているし、介護報酬で決まっているわけですから、患者さんに転嫁することができないんですよ、この増えた分といっても。だから、それを何らかの手だてということで、各民間で行うのには面倒見ますよと言うけれども、どういうわけか分からないけれども、市町村立は認めないという回答が来ているんですけども、それを町で単独に補助といいますか、施設、病院、老健に出してやって、それを交付税で請求してやるということを考えてみたらどうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それではお答えいたします。

現在、国のほうでは燃油高騰対策といたしまして、特別交付税のほうで算入できるように今調査のほうは入っております。50%程度ということはお伺いしておりますけれども、まだ算入についてはどの程度になるかは決まっていないようでございます。

その辺、どの程度になるか決まりましたら、繰出しという形も含めまして、上司のほうと相談させていただきたいなと思っています。

○議長（後藤洋一君） 8番久 強君。

○8番（久 勉君） 国から示されたのは、この民間のやつについては、高騰分の2分の1程度を補助するものとして基準単価を設定したとなっております。数か所ですかね、施設への聴き取りで、おおむね1か月当たり1万円から2万円となる。それで1人当たりの高騰分は2,000円から4,000円、その2分の1程度ということで、1か月1,000円で、入所定員1人当たり1万2,000円と換算しているようです。

通所については、入所の2分の1で6,000円ということになっていますので、一応、国ではこういう積算をしていますので、それを参考に補助というか繰出ししてはどうかということです。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 先ほど申しました特別交付税の調査につきましては、実額で調整のほう行っております。あと、繰出し等々につきましては、上司と相談して決めさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の採決をいたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、議案第90号 令和4年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第12、議案第91号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第91号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入におきまして、実績及び新型コロナウイルス感染症の影響から、入所収益及び通所収益を減額いたすとともに、収益的支出におきましては、原油高騰に伴い光熱水費等の増額をいたそうとするものであります。

また、特別損失におきましては、今年3月に発生した福島県沖地震の災害復旧工事を次年度に行うことから減額をいたそうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） それでは、議案第91号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第2条におきまして、予算第3条本文中の文言中「なお、特別損失中の災害による損失8,270千円の財源にあてるため、企業債8,200千円を借り入れる」を「なお、特別損失中の災害による損失1,282千

円の財源に充てるため、企業債1,200千円を借り入れる」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次の表のとおり補正いたすものです。

第3条におきまして、補正予算第1号第3条に定めた企業債の限度額を、災害による特別損失の減額に伴い次の表のとおり補正するものです。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出の補正でございます。

収入といたしまして、1款1項1目入所収益2,036万8,000円の減額と、次の2目通所収益1,007万3,000円の減額につきましては、実績等による減額でございます。

当初予算では、1日平均入所者数78人を見込んでおりましたが、実績で平均68人となっております。

通所につきましては、当初では1日平均利用者を35人を見込んでおりましたが、実績で32人となったものでございます。

原因といたしまして、当施設における新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、7月30日から8月20日まで通所の利用を休業いたしました影響と新型コロナウイルス感染症の第7波の影響と考えております。

2項事業外収益2目補助金304万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス提供体制確保事業費補助金で、新型コロナ陽性になった利用者を施設で療養した場合に交付されるものです。

次に、収益的支出です。

2款老健事業費用1項3目7節光熱水費282万円の増額と、次の8節燃料費42万3,000円につきましては、原油価格高騰による影響による年度末までの見込みでございます。

17節委託料73万3,000円につきましては、会計事務に係る助言・指導業務等委託業務のうち、老健負担分として計上いたすものです。

3項1目特別損失3節災害による損失698万8,000円の減額につきましては、4月に補正予算でお認めいただきました給水設備等災害復旧工事につきまして、国の災害査定が遅れから次年度に改めて計上いたすものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） ここで1時間延長いたします。

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。一括質疑といたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第91号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号 令和4年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎請願・陳情審査報告

○議長（後藤洋一君） 日程第13、請願・陳情の審査報告を議題といたします。

かねて総務産業建設常任委員会に付託しておりました令和4年陳情第5号 生産資材価格高騰対策等に関する緊急要請書の審査報告を議題といたします。

ここで、委員長の報告を求めます。総務産業建設常任委員会大泉委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（大泉 治君） それでは、ご報告いたします。

皆様方にお配りしておりますプリントの中にございますけれども、件名については、生産資材価格高騰対策等に関する緊急要請書でございます。

審査の結果、趣旨採択とすべきものといたしました。

これにつきましては、委員会の意見といたしまして、現在、国では、今回の要請者が求める生産資材価格の高騰等に対する支援については、一定の対策が行われている。

また、当町では、園芸農家への燃料高騰支援対策などが行われており、既に願意は一定程度満たされている。

しかしながら、このような状況はいつまで続くのか不透明であり、長期化が懸念されることから、議会として意見書を提出するという結論となりました。

よって、改めて採択するものではございませんけれども、今後も幅を広げた継続的な支援が必要であるとみなし、趣旨採択といたしました。

○議長（後藤洋一君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。令和4年陳情第5号 生産資材価格高騰対策等に関する緊急要請書は、委員長報告のとおり趣旨採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、令和4年陳情第5号 生産資材価格高騰対策等に関する緊急要請書は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

◇

◎請願・陳情

○議長（後藤洋一君） 日程第14、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情表のとおりです。

令和4年陳情第6号 来年度（令和5年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金額に引き上げること
を求める陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

令和4年陳情第6号については、会議規則第85条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年陳情第6号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

令和4年陳情第6号 来年度（令和5年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金額に引き上げること
を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

したがって、令和4年陳情第6号 来年度（令和5年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金額に引
き上げることを求める陳情書を採択することに決しました。

令和4年陳情第7号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情
書の提出については配付といたしましたのでご了承願います。

◇

◎議発第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第15、議案第7号 生産資材価格高騰対策及び環境保全型農業に対するさらなる支
援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。事務局。

○事務局主査（今野博行君） 朗読いたします。

議発第7号 生産資材価格高騰対策及び環境保全型農業に対するさらなる支援を求める意見書の提出につい
て。

標記について、別紙のとおり提出します。

令和4年12月8日

提出者 涌谷町議会議員 大 泉 治
賛成者 同 佐々木 敏 雄
賛成者 同 鈴 木 英 雅
賛成者 同 佐々木 みさ子
賛成者 同 黒 澤 朗

涌谷町議会議長殿

別 紙

生産資材価格高騰対策及び環境保全型農業に対するさらなる支援を求める意見書

近年における肥料・飼料・燃油などの生産資材価格の高騰により、生産現場の農家は、急激なコストの上昇によって激しい経営状況に悩まされており、安定的な農畜産物の生産を続けていくためには、今後の対策が非常に重要である。

国では既に、「肥料価格高騰対策事業」や「施設園芸等燃油価格高騰対策」等の事業によって、農家に対する支援を行っているが、同時に、化学肥料や農薬の使用を減らしていくことで、今般の価格高騰対策や環境負荷軽減、生物多様性保全にも非常に有効な手段として、「環境保全型農業」への積極的な取組が考えられる。

環境保全型農業は、自然的、人的、経済的な多元的要素が有機的に関連し、環境保全と農業経営を均衡に保つことができる農業である。これに取り組むことで、個々の農業経営で排出される有機物を有効に利用し、環境負荷の軽減とともに農家の経費削減が図られ、継続的な経営が可能になると考える。

よって、農業経営の継続発展、担い手の確保の観点からも、有機農業への取組に対し、下記事項を強く求めるものである。

記

- 1 価格高騰対策については、中長期的な農業経営安定に向けた追加支援策を講じること。
- 2 環境保全型農業による耕畜連携を軸とした農業生産方式に対し、更なる手厚い支援や地域の実情に合わせた取り組みやすい制度実現を講じること。
- 3 堆肥を有効に利用するため、堆肥の生産施設や保管場所確保の取組に対し、参加しやすい事業の創設や手厚い支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月8日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

農林水産大臣殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） ここで提出者の趣旨説明を求めます。総務産業建設常任委員会委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（大泉 治君） これにつきましては、さきの請願・陳情で趣旨採択したもので

ございますが、涌谷町の施策と生産者に重点を置いた涌谷町議会としての意見書といたしましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第7号 生産資材価格高騰対策及び環境保全型農業に対する更なる支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議発第7号 生産資材価格高騰対策及び環境保全型農業に対する更なる支援を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎議発第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第16、議案第8号 来年度（令和5年度）の年金額改定では物価の高騰に見合った年金額に引き上げることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。事務局。

○事務局主査（今野博行君） 朗読いたします。

議発第8号 来年度（令和5年度）の年金額改定では物価の高騰に見合った年金額に引き上げることを求める意見書の提出について。

標記について、別紙のとおり提出します。

令和4年12月8日

提出者	涌谷町議会議員	大 泉	治
賛成者	同	杉 浦	謙 一
賛成者	同	稲 葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	佐々木	敏 雄
賛成者	同	鈴 木	英 雅

涌谷町議会議長殿

別 紙

来年度（令和5年度）の年金額改定では物価の高騰に見合った年金額に引き上げることを求める意見書

現在、高齢者の暮らしはコロナ禍と相次ぐ物価の高騰で、かつてない苦しみに遭遇している。総務省が発表している消費者物価指数は、ここ数か月連続して上昇している状況である。高齢者の生活必需品であるパンや生鮮・冷凍食品は値上げラッシュが続き、電気やガス代金も大幅な値上げであり、今後もさらなる値上げが予想される。

そのような中、年金は今年6月から0.4%引下げられた。この10年で、年金は実質6.7%も引き下げられている。また、それに追い打ちをかけるように、令和4年10月から、75歳以上の一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が2割となった。

こうした年金受給者の状況を直視し、暮らしの糧となる年金については、物価上昇に見合った引上げ額を新年度予算に計上し、年金受給者の暮らしを維持するべきと考える。

よって、涌谷町議会は、国において、下記の事項について確実に実現されるよう要望する。

記

現行の年金額の改定ルールを見直し、年金額は「物価上昇率」に基づいて増加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月8日

宮城県涌谷町議会

内閣総理大臣殿

厚生労働大臣殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） ここで、提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大泉 治君） 先ほど、これにつきましては採択された請願陳情の一つでございますが、採択後に意見書となりますと、議会運営委員会、それから全員協議会、そしてまた本会議という形の手続を取らねばなりませんので、これは議会運営委員会としては即決扱いをさせていただきました。

即決扱いでの意見書でございますけれども、時期が早く提出されていたため、文言の中には余り適切でない数字とか、それから多少の言葉がございましたので、省略、又は訂正した涌谷町議会としての文言になっておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議発第8号 来年度（令和5年度）の年金額改定では物価の高騰に見合った年金額に引き上げることを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議発第8号 来年度（令和5年度）の年金額改定では物価の高騰に見合った年金額に引き上げることを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎委員会等視察研修報告

○議長（後藤洋一君） ここで、委員会等視察研修会、各委員会、各分科会の視察研修の報告を行います。

初めに、総務産業建設常任委員会大泉委員長から報告願います。

○総務産業建設常任委員会委員長（大泉 治君） この研修実施の報告につきましては、副委員長のほうからご報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 佐々木副委員長。

○総務産業建設常任委員会副委員長（佐々木敏雄君） それでは、朗読をもって報告といたします。

涌 委 第 7 7 号

令和4年11月25日

涌谷町議会議長 後藤 洋一 殿

総務産業建設常任委員会
委員長 大 泉 治

総務産業建設常任委員会視察研修の実施について（報告）

このことについて、令和4年10月31日に実施したので、別紙のとおり報告します。

1 ページ、別紙になります。

場所、東北電力女川原子力発電所、女川町観光協会。

視察研修内容、女川原子力発電所の現況について。東日本大震災からの復興状況について、

目的、原子力発電所の再稼働について、日本各地で様々な議論がなされている。女川原子力発電所のUPZ圏内にある当町の議会、委員会として視察し、判断の際の糧とすることを目的とする。

視察参加者、総務産業常任委員会委員長を含め5名。

随行者、まちづくり推進課長、議会事務局長、議会総務班長、計8名の参加であります。

視察地の概要・内容。

女川原子力発電所の現状について。

女川原子力発電所の1号機から3号機は、現在、既に停止している。1号機は2018年12月21日で運転を終了し、現在廃止措置の作業が進行中であり、全行程34年をかけて2053年には更地にする予定である。2号機については、再稼働に向けて2020年2月26日に「原子炉設置変更許可」を、2021年12月23日には「工事計画許可」を取得し、2023年11月には工事を完了させ、2024年の2月に再稼働を想定している。3号機については、震災

後の点検も終了し、視察用に公開している。再稼働については未定である。

東日本大震災からの復興状況について。

2021年3月11日14時46分、最大規模マグニチュード9.0、震度6弱の大地震が女川町を襲った。最大津波高は14.8メートル、最大遡上高34.7メートル、浸水区域320ヘクタール、被害区域240ヘクタール、死者数574名、被害家屋3,934棟（約9割）であります。

次のページになります。

震災の日から11年7か月と20日を経過。町並みは当時とは一変し、防潮堤は4メートルかさ上げされ、女川駅から海岸に向けて商業エリア（シーパルピア女川・テナント型商業施設）の「道の駅おながわ」が出迎え、取りたての新鮮な海の幸などを使った食事が堪能できる。

駅の西南には、生涯学習センターやホール、図書館、健康センターなどの機能を集約した一体型の役場が建てられた。病院、老人保健施設は当時の場所と同じであるが、これらの施設は、東日本大震災と同程度の津波に対応し、約10メートルかさ上げた土地に建設された。その周りを囲むように山林部を造成し、標高20メートル以上の場所を居住地としている。

これらは、復興方針では完全な防災には限界があるので、災害時の被害を最小化する「減災」を基本とした防災まちづくりに基づき、土地の整備工事が進められ現在に至っている。

令和4年9月末日現在の人口は6,006人で、震災時の約6割程度にとどまっている。

まとめになります。

今回の視察研修では、人間の力では計り知れないエネルギーの大きさを実感させられました。

まず、原子力発電所、敷地面積は約173万平米、東京ドーム37個分に相当いたしますが、それらの敷地が必要なこと。また、震災後11年を経過したが、何度かの安全基準の見直しにより、まだ復興が終わっていないという事実があること。これらの物理的、時間的なことだけでも、原子力エネルギーと向き合う大きな力が感じられます。

東北電力では、様々な災害を想定して対策を行っているようだが、「絶対安全の神話」は今はありません。福島原子力発電所で発生したような、想像もつかない広大で膨大な事故被害は絶対にあってはなりません。

経済的には、電力の安定供給は円安の今日の日本にとっては必要不可欠なものでものものである。今後、海外に拠点のあった製造業の国内回帰や、新たな企業が国内起業することが期待される。よって、再稼働の必要性は増すものと思う。

今後、原子力発電所の再稼働の議論をするためには、現地視察は必要不可欠と考える。

次に、女川町の復興では、住民との話し合いで復興計画が策定され、予定どおり進められていると感じた。防潮堤と国道を一体とさせたアイデアはよかったと絶賛する。なぜなら、世界最大規模の防潮堤を誇っていた宮古市を見学したことがあり、その壮大さと眺めは絶賛であったが、内部は反対に、非常に大きな圧迫感と窮屈感を感じたことを思い出したからであります。浜に暮らしているながら海が見えないという生活は、寂しい日々であろうと思われます。

女川町が標高20メートルのところを居住地としたことは安心策と思いますが、復興後の町並みも、女川原子力発電所の大々的な災害対策工事のスケールも壮大であります。海のエネルギーの大きさは比較にならない

ほど圧倒していると感じた次第であります。

以上です。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございました。

続いて、広報広聴常任委員会広報分科会の稲葉分科会長から報告願います。稲葉会長。

○広報公聴常任委員会広報分科会長（稲葉 定君） それでは、広報分科会からご報告申し上げます。

全国町村議会議長会主催による議会広報研修に、私ども広報分科会では参加いたしました。そのことについてご報告申し上げます。

9月20日午後1時から午後3時35分まで、東京都のシェンバッハ・サボア、ここで研修を受けてまいりました。

あいにく前日の台風で新幹線の運行が心配されましたんですが、何とか通常どおり運行しているということで、決行したという経緯がございました。

内容とかそういったことについては省略させていただきまして、まとめの部分を朗読してご報告してまいりたいと思います。

2ページの6番まとめの部分を朗読いたします。

（1）最初の講義は、生き残ることができる広報であるためには、ありきたりの改革でなく大きく考え直すことが重要だと、講師の先生は言っていると捉えた。

それには先入観を捨て、新しい切り口の表現に挑む姿勢が大事。それは、見出しのつけ方やリード文を書くことなど、技術的な紹介があった。他自治体の作品の紹介事例があり、コンクールには上位として出てこないがユニークな表紙もあった。中身も漫画があったり、クイズがあったり、アイデアを生かした紙面づくりをしているものが紹介された。

（2）第2部では、行政での広報にも携わり、何度も表彰を受けたことのある方が講師であった。「伝える」広報誌であるためには、やはり、住民参加型で住民とのキャッチボールができればよいと主張していた。一部の講師先生と共通するのは、やはり見出しであると思った。分かりやすさを追求すれば、大方の人を満足させることができるのではと説かれた。

それから、第3部については、それを受けてしまうと帰宅が深夜になるということで、第3部については参加を見送って帰ってまいりました。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

以上で各委員会、各分科会の視察研修の報告を終わります。



◎常任委員会所管事務調査報告

○議長（後藤洋一君） 続いて、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務産業建設常任委員会大泉委員長、報告願います。

○総務産業建設常任委員長（大泉 治君） それでは、ご報告いたします。

当総務産業建設常任委員会では、「魅力あるまちづくり」を大見出しといたしまして調査してまいりました。

また、中テーマといたしましては、一安全安心のまち、まちづくり、若者の定住化一を基本に挙げて取り組んでおります。

日々の取組につきましては、プリントにいたしておりますので、お目を通していただきたいと思います。

また、調査結果及び意見につきましては、佐々木みさ子議員の具体的でかつきめ細やかな視点がここに書かれておりますので、お目通しをいただきたいと思いますというふうに思います。

私のほうからは、まとめの部分を読み上げさせていただいてご報告といたします。

新型コロナウイルスの影響により、2年間町の各行事が中止となっていたが、今年度は、行動制限緩和により徐々に行われるようになった。アイドルグループの招致イベントや企業訪問、観光客誘客事業など、今後も新たな事業に取り組み、努力することを期待する。

ロシアのウクライナ侵攻が始まり、原油高、円安、物価の高騰など、影響は大きいものとなった。肥料、飼料、生産資材の高騰が続く中、環境に配慮した堆肥保管庫は有効活用が期待される対策である。

大テーマに掲げました「魅力あるまちづくり」の実現には、最終的には、若者の定住化に結びつくものと考えますが、所管課は一部に過ぎず、教育や福祉などと相まったバランスのよい時代の先を見た政策を望むものであります。

以上報告いたします。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまです。

次に、教育厚生常任委員会杉浦委員長の報告をお願いします。

○教育厚生常任委員長（杉浦謙一君） では、教育厚生常任委員会所管事務調査中間報告を行います。

調査事件につきましては、ご覧のとおりでございます。

調査目的であります。

本委員会では、令和4年及び5年の2か年にわたる委員会としてのテーマを定め、調査を行うことといたしました。

メインテーマに、住みよいまちづくりー誰もが安心して生活でき、子供たちが学習に集中できる環境の整備一を掲げ、課題、問題を選定し、これらに即した具体的な調査内容を定めてまいりました。

委員名と4番の所管事務調査テーマ、5、調査経過は省略をいたします。

6、調査結果及び意見であります。

（1）財政再建計画の進捗状況についてであります。

財政再建計画に基づき、順調に財政調整基金、国庫特別会計の財政調整基金等が積み立てられています。このことから、早期に非常事態制限の解除を望むものであります。

（2）学習環境の向上についてであります。

新型コロナウイルスの影響により、各学校の調査を実施できませんでしたが、状況を見ながら来年に向けて取り組んでいきたいと考えております。

（3）病院事業中期経営計画の進行管理についてであります。

有識者会議の答申に基づく病床を99床にダウンサイジングでの事業実施に注視をしております。なお、コロナ患者受入れについても同様であります。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

現在、県内でも患者が増えている状況であり、今後の対策は急務であると考えます。オミクロン株対応ワクチンの接種状況はこれから進んでいくと思われまます。日常的に3密を避け、消毒の徹底などを怠らないようにしたいと考えております。

以上、報告といたします。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

引き続きまして、広報広聴常任委員会佐々木委員長の報告をお願いします。

○広報公聴常任委員長（佐々木みさ子君） それでは、委員会活動中間報告をさせていただきます。

記として1番、2番と、それから、ページをめくっていただいて、委員名とか書いてありますけれども、2ページ、あと3ページ、4ページ、5ページの5の活動結果及び意見を報告させていただきたいと思ひます。

広報分科会では、議会の審議内容や議員の活動を情報公開することにより、町民への説明責任を果たしていくため、議会広報紙「議会だよりわくや」の編集及び発行を年4回行いました。

広聴分科会では、3月会議と9月会議後の年2回、各地域において、議会で議論された内容を説明し、議会活動や町政に対する意見・要望・提言などをいただく議会懇談会を開催する予定でした。しかし、新型コロナウイルスの感染症拡大防止などの観点から、今年もやむなく中止することとなったが、行政区長会との議会懇談会を開催することができました。

議会懇談会の在り方の検証と議会力の向上を目指して、今後も継続して研修を行っていききたいと思ひます。

(1) として、広報分科会

町民に信頼される議会であるために、議会の審議内容や活動状況の情報公開と説明責任を果たすため、「議会だよりわくや」の第208号から第211号の編集、発行を行った。

コロナ禍も小康状態であった9月には、5年ぶりに全国町村議会議長会主催による研修に参加し、また、県議長会主催の広報研究会にも積極参加をして研さんを積んだ。しかし、まだコロナ禍以前の活動には至ってないのは残念でした。町民に議会活動を理解していただくために、身近な広報紙「議会だよりわくや」を目指して今後も努めていきます。

(2) 広聴分科会

令和4年、本分科会の事業として、例年同様、議会懇談会及び議員研修の開催を予定したところであるが、全国的に新型コロナウイルス感染症の収束が見込めず、感染拡大防止のため、やむを得ず5月の議会懇談会は中止せざるを得なかったものの、新型コロナ感染者が減少傾向になった8月に行政区長会との議会懇談会を開催することができました。

その結果については、分科会としては「やってよかった」「おおむね良であった」との意見で一致したことから、他団体との懇談会を令和5年3月までに開催する予定としております。

議員研修については、令和4年2月に開催予定していた研修会も同様に中止になったが、再び宮城県町村議会議長会村上事務局長に講師を依頼し、令和5年1月中に開催する予定としております。

本分科会では、今後も議会の活性化及び議員の資質向上を図るため、議会報告会実施要綱に基づいた5月、11月に開催する年2回の議会懇談会をはじめ、各種団体との懇談会や議員研修会などの事業を立案及び実施するものいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤洋一君） ご苦労さまでした。

報告の内容につきましては、各委員会からの課題及び意見等が入っておりますので、執行部におかれましては対応について検討していただきますようお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

◇

◎特別委員会の設置について

○議長（後藤洋一君） 日程第17、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

大崎地域広域行政事務組合が管理する現在の最終処分場は、令和12年をもって満床になる予定であり、大崎広域議会においても施政方針の中で令和12年から新たな最終処分場の供用開始を目指しているとのことであり

ます。

建設地の選定方法については、構成市町村から推薦された候補地を長期的な輪番制を回していくとの構想であります。

平等の原理から言っても、当町にはこれまで最終処分場はありませんでしたが、当町から出た廃棄物の焼却灰は他市町の敷地に埋められていることを考慮すれば、今後当町に最終処分場が建設されても致し方ない。このことについては当然のことです。

候補地の推薦については、執行部に対し来年の5月までにという依頼が来ているようであり、今後の候補地選定に当たっては、慎重に慎重を重ね、町民の生活に支障がなく、そして、できる限り了解が得られる場所であればなりません。

候補地を選定することの重大さ、今後の町政運営に関わってまいりますので、議長を除く議員全員をもって構成する大崎広域次期最終処分場候補地の選定に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第98条第1項の権限を付与し調査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 本案については、議長を除く議員全員で構成する大崎広域次期最終処分場候補地の選定に関する調査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項に関する権限を付与し、調査終了までの期間調査することに決しました。

ここで、特別委員会の開催のため暫時休憩します。ここで1時間延長いたします。

休憩します。

休憩 午後4時13分

再開 午後4時35分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

休憩中に、大崎広域次期最終処分場候補地の選定に関する調査特別委員会が開催され、委員長等の選任が行われましたので報告いたします。

特別委員長に鈴木英雅君、特別委員会副委員長に久 勉君、小委員会委員に佐々木敏雄君、稲葉 定君、久 勉君、杉浦謙一君、大泉 治君、小委員会委員長に久 勉君、副委員長に杉浦謙一君が選出されましたので、ご報告を申し上げます。

◇

◎委員会の閉会中の継続調査・審査について

○議長（後藤洋一君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

ただいま設置いたしました調査特別委員会から会議規則第70条の規定により、閉会中の継続調査・審査の申出があります。

お諮りいたします。申出のとおり閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決しました。

◇

◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもちまして、今期涌谷町議会定例会12月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日12月9日から12月28日までの20日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月9日から12月28日までの20日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時36分